

1997年度修士学位論文要旨

連結納税制度導入の可否について

——「日本型」モデルの検討と展望——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 新井由佳子

近年、企業を取り巻く経済社会構造の変化に伴って、いくつかの企業法制が改正され、同時に税制の見直しも検討されている。そのうちの1つとして「連結納税制度」が注目されている。わが国の連結納税制度論議は、10年前から経済界が検討要望を出しているにもかかわらず、連結財務諸表制度との関連で派生的に触れられてきただけで課税当局からは冷淡に扱われてきた。しかし、一段と高まりをみせる経済界からの要望をうけてか、依然消極的態度ではあるが課税当局も公に議論を始めている。本論文では、企業を経済活動の源泉として重視し、税制が公平性を維持しつつ企業の足枷になることは回避すべきであるとの視点から連結納税制度の導入に関する諸議論を検討し、それらを踏まえて日本型モデルの導入を提言する。

第一章「わが国現行法人税制の課税単位に関する問題点」では、単体課税の問題点を企業の経営形態の変化、証券取引法の連結決算との関連から指摘した。現代の経済社会は、すべての分野において国境が崩れ、企業活動も質的量的にもグローバルな取引が増えており、各国企業は生き残りを懸けた経営戦略に必死である。わが国企業も最適な経営形態を求め、「企業グループ」戦略を積極的に展開するようになってきた。また、昨年（1997年）の「純粋持株会社」解禁は、企業の経営戦略に新たな選択肢を加えることになった。しかし、わが国現行税制は法的主体を納税単位としてその法人の所得に課税する仕組みをとっているため、その経営形態のいかんによって税負担に差異が生じる恐れがある。諸外国では、既に企業の経済的一体性に着目した税制を採っており、わが国のように経済的実体には関係なく法的主体を唯一の基準で課税しているのは、現代の国際的大競争の時代に生き残れないことを指摘した。また、わが国の証券取引法における連結決算は、時代の要請に応じてその内容も次第に国際基準へと近づいているが、税制は制定以来一貫して単体課税をとっている。より一層国際的に通用する決算にするためには、企業の経済的一体性に着目するという視点から税制と足並みを揃えることが望まれる。

第二章「連結納税制度導入論」では、連結納税制度導入の必要性を消極的見解を踏まえた上で検討する。特に、わが国が連結納税制度を導入しなかった理由として企業の結合形態に着目しその変化を捉え、同制度導入の必要性を説く。戦後わが国の企業間結合の特徴は、①系列会社が多く、少数持株支配である、②「安定株主」としての株式の相互持ち合いが多く、諸外国と比べると特殊日本的であることが挙げられる。これによって、わが国企業集団の構造は複雑になり、連結納税の必要性が特に生じていなかったと考えられる。ところが、近年の内外の諸情勢の変貌を背景に、企業は積極的なグループ展開をみせ親子会社間の関係が明確になり、そこに経済的一体性が見受けられるようになったのである。企業のグループ戦略は、各企業が生き残りを懸けて行うものであり、法的主体は別であってもその実体は一つであるから、「実質課税の原則」からその実体に即した課税を行うべきと考える。また、経済界は「純粋持株会社」解禁を機に同制度導

入要望を強めており、会計学の立場からも、同制度導入が連結財務諸表制度促進策の一環になると期待されている。一方、税調等は、課税上の問題として①財源問題、②課税の中立性、③現行法人課税と連結調整処理、④地方税との関係等の論点を挙げているが、税調等の議論は①企業の実体は国民一般の視点からも判断すべき、②連結決算制度も未だ充実過程にあるとし、前提条件からはねつけておりその必要性に関する検討が行われていないだけでなく、具体的提案も出されておらず、説得性に欠ける感がある。

そこで、第三章「諸外国の企業集団税制」では、日本に導入する場合に如何なる制度を想定するのか、諸外国の企業集団税制の特徴を明確にする。企業集団税制は、連結納税型と個別損益振替型の2つに分けられ、それぞれの型は国による特質、差異があり異なる内容の制度になっている。まずは、①適用範囲が問題になるが、各国とも少数株主問題に配慮した制度になっている。②企業集団税制の特徴の一つである内部取引損益繰延処理は、連結申告納税額が最終的には個別法人の株主持分に影響するために必要な処理であり、売手側損益繰延方式（米国）と買手側損益繰延方式（蘭国等）がある。③欠損処理では、特に租税回避行為が問題になり、その対処規定として米国の SRLY ルール（separated return limited year）がその主体になっている。④連結納税所得計算は、各国ともその大枠として、全関連会社の個別課税所得を計算し、次に連結納税のための調整を行い各課税所得を合算するという構造である。その他、グループの一体性を強調した規定で米国独自の投資価額修正（Reg. 1.1502-32(b)(1)）がある。

第四章「日本への導入に向けて」では、諸外国の事例を踏まえた経済団体連合会による『連結納税制度に関する提言』と（財）企業活力研究所による『企業組織と税制のあり方に関する研究会』報告の二つの日本型モデルを比較し、導入に向けて検討を加えた。本論文では、両モデルを基に以下の「日本型」モデルを妥当とする。①連結の範囲—少数株主問題、国民感情に配慮し原則100%とするが、特定出資の持株要件（法法51）や従業員持株割合を考慮する。②制度の適用—諸外国と同様に任意選択とし、継続適用を要件とする。③納税義務—両モデル同様、親会社が代理人として納税する方法（米国型）。④内部取引繰延処理—現行の取引慣行である時価基準や寄付金処理（法法37⑥）、受贈益課税（法法22②）を尊重し売手側損益繰延方式とする。その対象については経団連モデルが税収問題に配慮し土地・有価証券等に限定し、研究会報告が資産カテゴリーごとの繰延処理の選択を提案しているが、前者を妥当とする。⑤欠損金利用—導入当初は米国の SRLY ルールを参考にする。⑥連結課税所得計算—独自に、わが国の確定決算主義（法法74）が障害になるとの見解に対して、「単体課税調整型」、「商法改正型」、「米国型」の3通りを検討し、実行可能性の観点から、グループ各個別会社の課税所得金額を合算し連結調整を加えて算出する「単体課税調整型」を提案する。⑦地方税—経団連モデルは連結ベースで、研究会報告は当面現行維持を提案しているが、今後の事業税の在り方も含めて検討する必要がある。但し、導入方法に関しては、研究会報告が提案する段階的導入も検討の余地を残している。

しかし、税調等による具体的モデルと比較してこそより意義あるものになるのであり、可及的速やかに大蔵側の考える「日本型」モデルが提示され、具体的に導入の是非を検討することが望まれる。その際、大蔵省側の言う国民の認識がいかなるものであるかを重視し、国民のコンセンサスが得られるような環境整備をどこまでできるかが鍵になるだろう。

以上、21世紀に向けて活力ある経済社会を構築すべく、課税の公平を維持しつつ税制が企業の

足枷になることは回避すべきであるとの視点から、本論文では連結納税制度導入の必要性をわが国の企業形態の変化に着目することでより明確にした。ただ、導入した場合の効果、減収財源等については未だ具体的データが出されておらず、今後の検討課題として残す形となった。

〔参考文献リスト〕

- 1 忠佐市「連結納税制度—その特質—」税経通信31, 10 1967, 10
- 2 味村治「連結意見書と商法」企業会計19, 7 1967, 7
- 3 新井益太郎「連結財政諸表制度化への諸問題」企業会計19, 7 1967, 7
- 4 井上久弥「連結納税申告書制度の導入の諸問題の検討」企業会計19, 7 1967, 7
- 5 日本公認会計士協会税制委員会 JICPA NEWS, 213 1975, 6
- 6 「税理士界」日本税理士連合会 1975, 6
- 7 兼子春三「連結納税制度とは」税経通信32, 8 1977, 8
- 8 兼子春三「関係法人グループ」税経通信32, 9 1977, 9
- 9 坂本和一「現代企業グループ論の展開方向」現代と思想第35号 1979
- 10 吉井毅「連結納税制度に思う—連結財務諸表制度の充実が進む中で」企業会計43, 1
- 11 中田信正「米国の連結納税制度について」租税研究大会記録第42回 1991, 1
- 12 井上久弥「連結納税制度」租税研究大会記録第43回 1992, 1
- 13 井上久弥「連結納税制度について」COFRI 1993, 5
- 14 八田陽子「米国における連結納税申告(1)」租税研究 1995, 9
- 15 八田陽子「米国における連結納税申告(2)」租税研究 1995, 12
- 16 中里実「持株会社と課税」資本市場法制研究会 1996, 1
- 17 島山陽二郎「産業税制の変遷」鉄鋼界 1996, 10
- 18 木下勝一「連結納税方式をめぐるドイツの論点と我が国制度へのインプリケーション」JICPA ジャーナル
- 19 中里実「持株会社と連結納税制度」租税研究 1996, 8
- 20 平川忠雄「法人課税ベースについて」租税研究 1996, 9
- 21 斎藤伊知朗「日本型連結納税制度の導入について」企業会計49, 1 1997, 1
- 22 酒巻俊雄「純粹持株会社と会社法上の問題」ジュリスト No. 1104 1997, 1
- 23 下谷政弘「企業集団・企業グループ・系列」ジュリスト No. 1104 1997, 1
- 24 「法人税の課税単位—持株会社と連結納税制度をめぐる近年の議論を素材として」増井良哲 租税法研究第25号 1997, 10
- 25 金児昭「グループ経営と連結決算」企業会計49, 11 1997, 10
- 26 村井正「持ち株会社と租税法」税務弘報45, 11 1997, 10
- 27 内藤充「連結財務諸表の現状と連結納税制度—企業活動の多角化と国際化への対応」1997
- 28 「討論 経済グローバル化と企業課税のあり方」租税研究大会記録第48回 1997, 2
- 29 井上久弥「連結納税制度論の焦点」税経通信 1997, 4
- 30 野田秀三「連結納税制度導入をめぐる課題」法律のひろば 1997, 4
- 31 平石雄一郎「経済のグローバル化と国際ルール作りへの対応」税理40, 4 1997, 4
- 32 村松司叙「純粹持株会社解禁とグループ経営」税経通信 1997, 4
- 33 大隈一武「持株会社設立・転化規制の緩和」税務弘報45, 10 1997, 9
- 34 大木壮一「連結決算と連結納税制度—アメリカの制度を中心として—」
- 35 中田信正『連結納税申告書論』中央経済社 1978, 12
- 36 良国次郎『法人税法』財経詳報社 1978, 6
- 37 奥村宏『法人資本主義』御茶の水書房 1984, 1

- 38 辻／山田『親子会社の税務』ぎょうせい 1985, 10
- 39 武田昌輔『税務会計通論』森山書店 1985, 6
- 40 奥村宏『日本の株式会社』東洋経済新報社 1986, 1
- 41 鈴木明男『要説税務会計』税務経理協会 1986, 7
- 42 『現代企業の所有と支配』現代企業研究 税務経理協会 1986, 7
- 43 高橋良造『財務諸表論講義』中央経済社 1987, 4
- 44 坂本／下谷『現代日本の企業グループ「親子関係型」結合の分析』東洋経済新報社 1987, 9
- 45 三田会計社編『企業集団会計の実務』中央経済社 1988
- 46 中田信正『アメリカ税務会計論』中央経済社 1990, 7
- 47 井上久弥『連結納税制度の研究』日本租税研究協会 1992, 6
- 48 井上久弥『連結納税制度の導入の提言』企業会計44, 7 1992, 7
- 49 井上久弥『連結納税制度の個別問題研究』日本租税研究協会 1993, 10
- 50 下谷政弘『日本の系列と企業グループ』有斐閣 1993, 10
- 51 新井清光『現代会計学』中央経済社 1993, 5
- 52 斎藤稔／力夫『税務会計の理論と実務』税務経理協会 1995, 6
- 53 本間正明『どうする法人税改革』納税協会連合会 1995, 9
- 54 井上久弥『企業集団税制の研究』中央経済社 1996, 9
- 55 山本守之『法人税改革』税務経理協会 1997, 7
- 56 Fredw. Peel, jr, Consolidated Tax Returns (3rd ed.), Callaghan, 1990, chap 3.
- 57 Department of the Treasury & Internal Revenue Service, 1987 Statistics of Income ; Corporation Income Tax Returns.
- 58 The Journal of Taxation, DEC. 1991. pp. 384-392 / JAN. 1995, pp. 4-11 / FEB. 1995, 68-11
- 59 European Taxation, JAN. 1988, pp. 8-11

他, 参考資料10冊

21世紀における鉄鋼企業の展望

——(株)神戸製鋼所を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 荒 木 崇

この論文では、産業社会を支えてきた素材産業、その中心である鉄鋼企業が、情報通信・制御技術の発展により登場した高度情報社会、そしてそれがもたらすであろう循環型社会・大競争時代という新たな経済環境の下で、どのような経済活動・経営戦略を展開させ、21世紀に向け、新たな時代を迎えようとしているのか明らかにしていきたいと考えている。なお、21世紀の新たな経済環境を捉える場合、金融ビッグバンが製造業へ及ぼす数々の影響（資本形成や財務体質の構造変化等）についても考えなければならないが、時間的・力量的問題から本論文では追求できなかった。この問題については、今後の検討課題としたい。

研究対象とする(株)神戸製鋼所（以下神鋼と略す）は、1905年9月1日、合名会社鈴木商店が小林製鉄所を買収し神戸製鉄所と改称したことにより創業、1911年6月28日、神戸製鉄所を鈴木商店から分離・独立、資本金1400万円で設立された。現在は、資本金2136億3999万3065円、従業員数13437名（ただし出向者を除く）で、日本の鉄鋼企業、その中の大手高炉メーカー五社の一角で、年間粗鋼生産量591万トン、単体売上高1兆1419億6500万円、連結売上高1兆5334億5900万円である。（数字は1997年3月31日現在）

神鋼の連結売上高に占める鉄鋼事業部門の比率は36.2%（5549億円）で大手高炉メーカー五社中最低の水準にある。これは、神鋼の特徴である複合経営を推進したことの結果である。神鋼の複合経営推進の背景には、鉄鋼事業で蓄積された技術・知識を応用し需要構造の変化にピンポイントで合わせていく経済活動・経営戦略があった。換言するならば、鉄鋼事業以外では各事業とも一貫メーカーを目指さず、コア・コンピタンスを活用し得意分野に特化した事業展開の多角化を推進した結果なのである。

神鋼は、その組織体系として1955年から事業部制を採用しており、その組織は4つの事業本部（鉄鋼、アルミ・銅、機械・エンジニアリング、電子・情報）と1つの事業部（溶接）から構成されている。現在では、各事業本部とも各事業領域で確固たる地位を築き、さらに循環型社会・大競争時代に向けての鉄鋼企業の在り方・存在意義を模索している。それらの取り組みの中で、本論文において特に注目しているのは、電力卸供給事業とリサイクル・ループ構築への取り組み（直接還元鉄事業やRDF装置の展開）である。

21世紀に向け、国内では製品市場の成熟化や内需不振、海外に目を向ければアジア各国の製鉄業の躍進等日本の鉄鋼企業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、大きな転換期を迎えていると考えられる。転換期を迎えた鉄鋼企業の課題として、大きく分けて5点が挙げられる。

1. 本業である鉄鋼企業収益に頼らない経営体質の強化と、環境変化・需要構造変化に柔軟に対応できる事業の複合化を目指した事業展開の多角化。
2. 企業の経済活動自体のグローバル化であり、さらには製造業の経済活動を構成するあらゆる経営資源のグローバル化。この経営資源のグローバル化とは、研究開発体制や為替リスク回避のための資金調達体制をグローバル化することである。

3. 鉄鋼企業と市場との関係の変化。従来の先物契約・紐付販売を中心とした完全受注生産から、長期契約関係を基盤としながらも見込み生産へ。需要家主導の共鳴関係から供給者主導の共鳴関係へ。
4. 環境益・地球益を考えた事業展開・コスト意識・企業文化の再構築。再資源化・リユースを考慮に入れた「逆工場」的発想の実現化と、CO2 排出削減のための技術開発や設備投資の積極的展開。
5. 鉄鋼業界再編の可能性。日本の鉄鋼業界はすでに過剰な生産能力を抱え粗鋼生産量の漸減傾向が見られること、さらに環境保全と成長の両立が求められる循環型社会への迅速な対応のための各能力の強化が必要とされていること、以上の点から業界再編の可能性には極めて大きいものがある。例) 神鋼と川鉄の合併。

環境益・地球益に代表される環境保全と成長が企業の経済活動を規定する新たな鍵となる21世紀は、鉄鋼企業にとって省エネやリサイクル、新製品（環境材）開発で環境への貢献をアピールする絶好の舞台でもある。その中で、神鋼の事業展開は、21世紀に鉄鋼企業が生き残るためのひとつのモデルケースとして見る事ができる。需要構造の変化に対し、自社の経営資源を最大限活用することによって柔軟にかつ俊敏に対応していくことが鉄鋼企業の将来像を規定する。

業界再編の1つのモデルとして、神鋼と川鉄の合併といった夢物語を考えてみたが、この夢物語の実現とまではいかなくとも既存の枠組みに囚われない（例えば大手高炉メーカー五社、電炉業界と高炉業界）積極的な業界再編・事業展開こそが現状を打破する力となるであろうし、その先に21世紀も世界に冠たる強い日本の鉄鋼企業があるのではないだろうか。

最後に、神鋼が大打撃を受けた阪神淡路大震災とその後の経済復興にみる地域と企業との新しい関係構築の必要性を考えることによって本論文を締めくくりたい。神鋼は「神戸で生まれ、神戸とともに育った企業」として、震災復興のシンボル・プロジェクトである「神戸東部新都心計画」と「神戸国際マルチメディア文化都市構想」に積極的に参画している。「神戸東部新都心計画」では、地域冷暖房システムを導入、その熱供給事業を行う「神戸熱供給株」を設立し、電力卸供給事業とリンクさせることにより「地域と一体となった省エネ」や「地域との交流と共生」を進め、あわせて、神戸市内の自立電源の確保、電力供給系統の多重化による「防災機能の強化」にも貢献していく方針である。

「不連続があるから新しくなる。」震災からの復興過程を通じ、神戸市と神鋼との“共生”関係が生まれようとしている。グローバルとローカルの両立こそ、21世紀の鉄鋼企業に求められる経済活動であり、使命でもある。

〔参考文献〕

- ・高木彰著「情報化と『資本論』—社会システムの制御可能性に関連して—」『立命館経済学（第44巻・第2号）』1995年
- ・高木彰著「現代社会における商業資本の独自性」『立命館経済学（第44巻・第6号）』1996年
- ・吉川弘之監修『メイド・イン・ジャパン—日本製造業変革での指針—』ダイヤモンド社 1994年
- ・中村圭介著『日本の職場と生産システム』東京大学出版会 1996年
- ・岡本博公著『現代鉄鋼企業の類型分析』ミネルヴァ書房 1984年
- ・岡本博公著『現代企業の生・販統合』新評社 1995年

- ・80年史編集委員会編『神戸製鋼80年』（株）神戸製鋼所 1986年
- ・教育社編『鉄鋼業界上位10社の経営比較：200項目経営比較資料』教育社 1980年
- ・三輪芳郎著『現代日本の産業構造』青木書店 1991年
- ・日本興業銀行産業調査部編『日本産業 21世紀の主役』日本経済新聞社 1994年
- ・日本興業銀行産業調査部編『日本産業読本（第6版）』東洋経済新聞社 1993年
- ・水口弘一編『日本企業の競争力』東洋経済新聞社 1992年
- ・神戸製鋼所『R & D 神戸製鋼技法／Vol.44, 46』1996年
- ・早稲田大学商学部(財)経済広報センター編『ダイナミック経営をめざす 鉄鋼業のグローバル戦略』中央経済社 1994年
- ・十名直喜著『鉄鋼生産システム—資源, 技術, 技能の日本型諸相—』同文館出版株式会社 1996年
- ・十名直喜著『日本型鉄鋼システム—危機のメカニズムと変革の視座—』同文館出版株式会社 1996年
- ・十名直喜著『日本型フレキシビリティの構造—企業社会と高密度労働システム—』法律文化社 1993年
- ・日経ビジネス編『最新経営イノベーション手法50』日経BPムック 1995年
- ・財団法人環境調査センター発行『季刊 環境研究 特集・第24回環境賞／環境技術をめぐる最近の動向』1997年
- ・三橋規宏著『ゼロエミッションと日本経済』岩波新書 1997年
- ・秋津裕哉著『わが国のアルミニウム製錬史にみる企業経営上の諸問題』建築資料研究社 1994年
- ・西山賢一著『複雑系としての経済 豊かなモノ離れ社会へ』日本放送協会出版会 NHK ブックス〔801〕1997年

我が国のタックス・ハイブン対策税制

——より実体に即した対策税制であるために——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 伊藤嘉奈子

- 第1章 タックス・ハイブンとは
- 第2章 タックス・ハイブン対策税制
- 第3章 タックス・ハイブン対策税制を取り巻く状況
- 第4章 今後の我が国タックス・ハイブン対策税制への提案

経済のグローバル化は、企業の多国籍化でもある。この多国籍企業は、世界各国にグループ企業を持っており、一国籍の企業利益を追求するのではなく、グループ全体を一つの単位とみなした利益追求を行っている。このような多国籍企業にとって、租税負担は経済活動を行うための必要経費にほかならず、全世界での租税負担が最少となるようにタックス・プランニングを行わなければならない。このとき、タックス・ハイブンといわれる非課税又は低税率の国・地域に子会社を設立し、利益を留保させれば高税率国で利益留保するよりも低い税負担で済む。

一般に、タックス・ハイブンとは、自国に進出した外国企業に対し租税利益のみを与える国である、という印象があるが、今日タックス・ハイブンとして利用されている国は、為替管理が緩やかであったり、通信施設やインフラの整備が行われていたり、会社の設立や譲渡が簡単であるというような特徴を有しており、「租税利益を含む様々な利益を提供する国や地域」と定義づけることができる。

多国籍企業が節税を行うに当たり、本来税制が許容していないかたちで租税負担を免れようとする「租税回避」が行われることがある。このタックス・ハイブンを利用した租税回避に直接対抗する手段として「タックス・ハイブン対策税制」が先進諸国で導入されている。

我が国でも、1978年にタックス・ハイブン対策税制が導入され、租税特別措置法上第66条の6～9（法人に関するもの）と、第40条の4～6（個人に関するもの）に規定されている。これは、日本の株主によって支配（株式等の50%超保有）されている外国子会社で、設立国での税負担が著しく低い（25%以下）ものを特定外国子会社等とし、そこに留保された所得は特定外国子会社等の持株割合に応じてその株主（当該特定外国子会社等の事業年度終了日に当該特定外国子会社等の株式等の5%以上を保有）の所得に合算して課税するものである。

我が国のタックス・ハイブン対策税制は、①課税対象（租税回避であるか否かの判断基準）が「法人」であること、②その「法人」の算定に際して、「著しく低い」税負担を実効税率25%で判断している点が問題であると考えられる。なぜなら、①課税対象が法人であれば、同一取引を行った場合でも、一方は非課税、もう一方は課税される、といった不公平が生じることとなり、課税される企業の現地での競争力を削り、成長を阻害することとなる。②25%という数字は我が国法人税実効税率（約50%）の50%が根拠となっているが、その差が大きいため、対策税制の課税対象とならず、我が国で合算課税されなかった場合は、我が国での実効税率と、現地国での実効税率の差額分だけ課税の繰延が起ることとなるためである。

ところで、現在のタックス・ヘイブン対策税制を取り巻く状況に目を向けると、我が国で対策税制が導入された頃と大きく変化していることが分かる。①代表的なタックス・ヘイブン国であると考えられてきた国々は、1980年代に先進諸国で相次いで行われた規制措置によって、租税利益だけを提供することが困難となったため、オフシヤ金融化したり、特定の優遇措置を行うことによって、一方的に利用される国から多国籍企業に積極的に利用される国へと変化している。タックス・ヘイブン国が外国法人に対して提供する利益のうち、租税利益の占める割合は低下しているのである。②日本企業によるタックス・ヘイブン利用も年々増加している。それは、タックス・ヘイブン国の動きに呼応し、租税利益だけでなく、多くの優遇措置を求めてタックス・ヘイブンへ進出している。③自国企業の国際競争力の強化や、自国への企業投資の増加を狙い、主要先進国では法人税率が全体的に引き下げられている。これは、先進諸国のタックス・ヘイブン化とすることができる。このような状況に対応するために、現行の対策税制では以下の点が問題となる。①課税対象を法人によって定めている点。これは、タックス・ヘイブン国の動き、日本企業の動きからも明らかのように、一法人が租税回避のためだけに存在することはもはやありえず、「法人」を課税対象とすることは、真の租税回避を把握し防止することにはならないためである。②「著しく低い」税負担を税率25%で判断している点。これは、画一的な規制であり、タックス・ヘイブン国を指定しているのと同様の問題が生じる。

我が国の現行タックス・ヘイブン対策税制は、租税回避を行う主体が法人であることに着目し、合算課税対象を「法人」であるとする「法人指定アプローチ」を採用している。上記で述べた現行税制の問題点は、この法人指定アプローチによってもたらされるものである。そこで、多くの先進諸国で採用されている「取引的アプローチ」に着目し、具体的な制度として米国のタックス・ヘイブン対策税制である「サブパートF条項」の考察を行い、取引的アプローチが納税者及び課税当局の事務負担を増加させるなどの欠点を有しているものの、複雑な租税回避にも対応して課税すべき所得をもれなく取り込むことができ、また、「所得」に着目していることから「軽課税国」を指定することもないので、我が国の現行対策税制の問題点を2点とも改善することができるものであることを明らかにした。

確かに、現行税制においても、適用除外要件の改正などによって、現行税制の骨組みのままで取引的アプローチを採用する先進諸国と同様の課税対象範囲にすることはできる。しかし、これまで述べたようにタックス・ヘイブン対策税制をめぐる状況は大きく変化してきており、現行税制ではこのような状況に対応しきれず、納税者の公平を害することも十分に考えられるのである。従って、複雑化する租税回避方法、入り組んだ国際取引に対応して行くためには現行の税制ではなく、より、緻密で公平な税制、すなわち取引的アプローチを採用する対策税制への移行を提案したい。

〔主要参考文献〕

＜書籍＞

1. 石弘光「グローバル化と財政」(1990. 有斐閣)
2. 石弘光「タックスヘイブンの実態」(1990. 総合研究開発機構)
3. 犬飼貴博「タックスヘイブン活用の実際」(1987. 日本実業出版社)
4. 今西芳治「企業活動の国際化と法人税」(1994. 中央経済社)

5. 亀井正義「多国籍業の経営行動」(1991. ミネルヴァ書房)
6. 川田剛「国際課税の基礎知識」(改訂版)(1989. 税務経理協会)
7. 高橋元監修「タックスヘイブン対策税制の解説」(1978. 清文社) 8. 中里実「国際取引と課税」(1993. 有斐閣)
9. 中里実「国際租税法上の諸問題」(1985. 総合開発研究機構)
10. 中村雅秀「多国籍企業と国際税制」(1995. 東洋経済新聞社)
11. 水野忠恒編著「国際課税の理論と課題」(1995. 税務経理協会)
12. 皆川芳輝「多国籍企業の租税戦略」(1993. 名古屋大学出版会)
13. 宮武敏夫「国際租税法」(1993. 有斐閣)
14. 村井正編「国際租税法の研究」(1990. 法研出版)

<雑誌>

15. U. S タックス研究会「米国法人税法の調べ方69～78—米国のタックス・ヘイブン対策税制は、どのような特色を有しているか」(1992 国際商事法務 vol.20, NO.2～No.11)
16. 青木寅男「アジア・オセアニア・中南米諸国の投資誘因措置」(1989. 1 租税研究)
17. 青木寅男「ケイマン諸島及びバーミユダとの条約 —米国のタックス・ヘイブンとの協定—」(1996. 10 租税研究 NO.444)
18. 青木寅男「オランダとオランダ領アンティール及びアルバの租税条約の改正」(1996. 11 租税研究 NO.445)
19. 占部祐典「タックス・ヘイブンの対策税制の法政策的考察(1)」(1988 社会文化研究所紀要32)
20. 占部祐典「タックス・ヘイブンの対策税制の法政策的考察(2)」(1990 社会文化研究所紀要34)
21. 占部祐典「タックス・ヘイブン対策税制の問題点税務広報」(1990 VOL38 No.1)
22. 占部祐典「タックス・ヘイブン対策税制の現状と課題」(1995 ジュリスト)
23. 大蔵省「諸外国における最近の租税改革の動向」(1984-1997 財政金融統計月報 各租税特集号)
24. オフショア世界動向研究会「最近のオフショア世界の動向」(租税研究 NO.466)
25. 海外税制研究会「世界のオフショア市場の動向」(租税研究 NO.465)
26. 佐藤正勝「国際的租税回避行為等の類型および対応策——米国のタックス・ヘイブン税制との比較を中心として」(1992 税務大学論集)
27. 租研・事務局「パナマ問題と会社の国籍移転について」(1990. 2 租税研究)
28. 租研・事務局「ケイマン諸島 —最も成功しているタックス・ヘイブン—」(1990. 5 租税研究)
29. 租研・事務局「租税条約を有するタックス・ヘイブンの利用について」(1992. 8 租税研究)
30. 租研・事務局「カリブ海諸国におけるタックス・ヘイブンの現状とその対策」
31. 租研・事務局「Tax Treaty shopping に関する最近の話題」
32. 租研・事務局「国際間租税回避の現状およびその対応策 —特にいわゆる『条約漁り』について—」
33. 租研・事務局「国際銀行資本の拠点・バハマ —タックスヘイブンの条件—」
34. 富岡幸雄「タックス・ヘイブン税制の緊急改革提案——主要国の制度の特徴と日本税制の規制強化の必要性」(1992 商学論纂 第33巻2・3号 1992. 2 中央大学)
35. 富岡幸雄「企業行動の実態 欠付税制を活用する国を越える大企業の歪んだ経営戦略」(1992 商学論纂)
36. 富岡幸雄「タックス・ヘイブン税制の改革課題——目に余る大企業の世界的スケールによる租税回避の放置」(1992 商学論纂)
37. 平石雄一郎「マレーシアの税制と新タックス・ヘイブンについて」(1990. 6 租税研究)
38. 平石雄一郎「ルクセンブルグにおける持株会社課税の改正」(1992. 1 租税研究)
39. 平石雄一郎「経済のグローバル化と国際ルール作りへの対応」(1997 税理 vol.40 No.4)
40. 平石雄一郎「マレーシアの税制と新オフショア・センターについて」(1992. 11 租税研究)

41. 水島正時「トレティ・ショッピングとこれに対する米国の対応策」
42. 村井正「国際的租税回避に関する理論と政策」（1988 NIRA 研究叢書）
43. 吉川保弘「外国税額控除制度とタックス・ヘイブン対策税制をめぐる諸問題」（1986. 5 税務大学論叢17号）
44. 名東孝二「自由世界のオフシニア・ヘイブン」（1985. 11 JMA ジャーナル）

<外国文献>

45. Brian J. arnold「The Taxation of Controlled Foreign Company」(1986) An Intern ational Compari-son)
46. Congress「Recourse to Tax Havens-Use and Abuse」 1980
47. Gordon, Richard A「Tax Havens and their Use by united States Taxpayer-An Overview」 1981
48. Hellawell, robert (ed.)「United States Taxation and developing Country」(1980)
49. Jantscher, Milaka casanegra de「Tax Haven Explained」(Fainance & development, march)
50. Marshall J. Langer「Practical International Tax Planning」 1985
51. OECD「International Tax Aboidance and Evasion (No. 1)」 1987

ベンチャー企業の成長支援政策

——初期段階の資金調達における債務保証——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 上野 浩 一

日本経済の閉塞感を払拭し、中長期的な持続的成長への道をつくるために、現在、産業経済において、新たな産業分野を開拓する創造的事業が待望されており、ベンチャー企業はその重要な担い手であると考えられる。産業界に直結する喫緊の課題は、シュンペーターも言うように、経済活力の源泉として新機軸を展開することである。新商品・新産業の気運が高まり、設備投資が増え、民需主導の成長路線に持ち込むことが可能となれば、企業が活発に創業し経済が好調に推移している米国と同様に、日本経済の活力はよみがえると考えられる。

しかし、その一方でベンチャー企業が成長を遂げる際には阻害要因となる、企業活動を取り巻く環境の厳しさが現在の日本にはある。中小企業白書[1997]の複数回答によるアンケート調査では、起業家が挙げる成長の阻害要因として「資金面(約60%)」が最も高く、以下「人材面(約50%)」「取引面(約35%)」と続いている。資金調達の目的としては「研究開発」を挙げる企業が非常に多く(79.3%)、新規事業を展開していくにあたって、研究開発資金の十分な確保のための支援体制を整備する必要性が高いと考える。

近年の資本市場においては、各証券取引所における特則銘柄制度の創設、時価発行公募増資のガイドラインの撤廃、公募社債の発行に係る適債基準の撤廃、無担保社債の発行に係る財務制限条項の設定義務付け撤廃等が行われ、各種規制の緩和が進められている。その様な状況の中で、ベンチャー企業の資金調達に関する金融機関や公的機関の支援は、投資・融資・債務保証・補助金・税制に大略分類できる。このうち民間部門(エンジェルを除く)が中心として担うのは投融資と債務保証の部分である。全ての機関に関する詳細なデータは少ないが、通産省の統計によると、日本国内に百数十社あるベンチャーキャピタルのうち、その業務が軌道に乗っている約70社の1996年3月末現在の投資残高は8250億円、融資残高は2350億円となっている。一方、公的な支援政策は幅広く、上述の全分野において存在する。国や地方自治体による公的助成策は、通産資料調査会の調査によると、1996年末現在で延べ件数618件(人的支援を含むその他援助113件は除く)、うち投資47件、融資290件、債務保証58件、補助金217件、税制6件となっており、整備が進んでいる。

本稿の目的は、日本のベンチャー企業の行う研究開発投資に注目し、物的担保や信用力の不足している企業の資金調達に対する支援政策(具体的には財団法人ベンチャーエンタープライズセンターによる研究開発型企業債務保証制度)の効果を、具体的に分析する事にある。

ベンチャーエンタープライズセンターは、1973年のオイルショックによって終焉を迎えた第一次ベンチャー企業設立ブーム直後の1975年に、通商産業省の外郭団体として設置された財団法人である。調査研究、情報提供・交流など諸事業によってベンチャー企業の振興を行っているが、その中心となる業務としては1997年3月末現在、研究開発型企業債務保証制度(ベンチャー企業の新技術・新製品等の研究開発に対する債務保証)及び、知識融合型企業債務保証制度(新たなサービスの普及によって合理化などの波及効果が高いと見込まれる企業に対する債務保証)があ

る。支援実績としては保証件数で前者が約95%と圧倒的に高いが、これは両債務保証事業を始めた時期の違いによるものと考えられる。本稿では、サンプル数の多い前者を分析の対象としている。

通常、主要業務である債務保証の審査を行うにあたっては、第一に金融機関の窓口へ支援申請を行ったベンチャー企業が債務保証の対象となっている。対象となった企業に対しては、理工系大学教授と銀行など金融機関からの出向者が、事業としての市場性、技術としての新規性を調査し、企業の経営者から経営計画などのヒアリングを行う。そして最終的には、理工系大学教授から構成される審査委員会で支援が決定される。債務保証を受けた企業は、担保や信用力に乏しい社歴の浅い企業が多く、設立後30年以上経過したIPO直前の企業に対して資金供給を行うベンチャーキャピタルや金融機関と、この制度は性格を異にしている。また、事前審査においては、企業の物的担保というよりは保有する技術に重点を置いて、立ち入りを含むヒアリング調査が行われている。

債務保証の支援を受けた企業は、追跡調査から、総じて保証時に比べて現在かなり大規模になっており、高い企業成長を達成している。その成長率を支援を受けていない企業と比較してみると、創業間もない時点において支援を受けることの出来た企業の方が、総じて高く、また失敗も少ない。したがって、ここに何らかの支援による効果があったものと考えられる。

債務保証の効果として考えられるものには、第1に直接効果がある。ベンチャー企業は、研究開発投資のための資金を調達するに当たって、信用（実績や会計情報、担保力）に乏しい。こうした状況において、ベンチャーエンタープライズセンターは、その技術力と将来の収益性を評価し、債務保証をすることにより、ベンチャー企業の金融機関からの資金調達を可能にしている。

第2に金融機関に対する情報効果等がある。すなわち、ベンチャーエンタープライズセンターの支援は、研究開発資金に限定され、運転資金、増産拡充資金等を対象としないという点では、制度的にはかなり限定的である。しかし、ベンチャーエンタープライズセンターの支援を受けたという実績は、後者の資金を金融機関から調達する際にも、信用という点で、一定の役割を果たしている。

ベンチャーエンタープライズセンターの支援効果があるとしても、実際は支援を希望する企業は、余り多くはないが、その原因としては、支援制度の知名度の低さ、創業期のベンチャー企業にとっては負担の重い、手続き上のコスト等が考えられる。

【参考文献】

- 安保邦彦 [1994], 『ベンチャービジネス・キャピタル再生の道—21世紀活性化への方策を探る—』同友館。
淵沢進 [1994], 「ベンチャー企業が訴える技術大国の内幕」『技術立国日本が危ない』宝島社。
土生哲也 [1966], 「知的所有権担保の要点」『金融ビジネス』No. 138, 東洋経済。
濱田康行 [1996], 『日本のベンチャーキャピタル』日本経済新聞社。
濱田康行・浅井武夫 [1994], 「ベンチャー企業支援制度」松田修一監修・早稲田大学アントレプレヌール研究会編『ベンチャー企業の経営と支援』日本経済新聞社。
秦信行 [1995], 「日本の成長中小企業金融システムの問題点」『國學院経済学』第43巻第1・2合号。
秦信行 [1997], 「第3次ベンチャーブームの諸様相について」『國學院経済学』第45巻第2号。
秦信行・上條正夫 [1996], 『ベンチャーファイナンスの多様化』日本経済新聞社。
本田幸雄 [1984], 『ベンチャービジネス成功への決定的条件』東洋経済新報社。

- 堀内昭義 [1990], 『金融論』東京大学出版会。
- 池本正純 [1984], 「企業者と危険負担」『企業者とはなにか』有斐閣。
- 今井賢一 [1992], 『資本主義のシステム間競争』筑摩書房。
- 磯田拓郎 [1997], 「日本のベンチャー・キャピタルが直面する問題点とその対策」『ベンチャー企業支援のあり方に関する研究 (NIRA 政策研究1997)』Vol. 10 No. 5, NIRA 総合研究開発機構。
- 伊藤公一 [1989], 「中小企業の技術—中小製造業における技術移転を中心にして—」土屋守章・三輪芳朗編『日本の中小企業』東京大学出版会。
- 伊東光晴・根井雅弘 [1993], 『シュンペーター』岩波書店。
- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎 [1988], 『産業政策の経済分析』東京大学出版会。
- 金指基 [1987], 「企業者理論の経済社会学的展開」『シュンペーター研究』日本評論社。
- 金指基 [1996], 「経済社会学的企業者論の展開」『シュンペーター再考—経済システムと民主主義の新しい展開にむけて—』現代書館。
- 忽那憲治 [1996a], 「成長初期段階のベンチャー企業に対する資金供給システム」『証券研究年報』第11号。
- 忽那憲治 [1996b], 「ベンチャー・ファイナンスと間接金融主導システム」『インベストメント』第49巻第3号, 大阪証券取引所。
- 忽那憲治 [1997], 『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス』東洋経済新報社。
- 港徹雄 [1996], 「環境変化と中小企業」『中小企業論』第3章, 有斐閣。
- 中村秀一郎 [1992], 『21世紀型中小企業』岩波書店。
- 新美一正・翁百合 [1995], 「ベンチャー・ビジネスの成長を阻むものは何か」『Japan Research Review』Vol. 5 No. 5, 日本総合研究所。
- 西正 [1996], 「知的所有権担保融資をめぐる法的諸問題」さくら総合研究所編『ベンチャー融資と知的所有権担保評価』清文社。
- 鈴木淳・千葉浩一郎 [1997], 「わが国ベンチャービジネス成長の現状と今後のあり方—第3次ブームとVC新展開への期待—」『興銀調査』No. 4, .279, 日本興業銀行。
- 玉野井芳郎 [1972], 「経済学総点検の時代」『経済セミナー』4月号, 日本評論社。
- 安田善己・新村健 [1990], 「ニュービジネスの成長—その特色と課題—」『興銀調査/249』No. 5, 日本興業銀行。
- Bygrave, William D., and Jeffrey A. Timmons. [1993], *VENTURE CAPITAL AT THE CROSSROADS*, Boston: Harvard Business School Press.
- Galbraith, John Kenneth. [1956], "The Economics of Technical Development," *American Capitalism*, Boston, Houghton Mifflin.
- Gompers, Paul A. [1996], "Grandstanding in the venture capital industry," *Journal of Financial Economics*, 42.
- Horiuchi, Akiyoshi. and Qing-yuan Sui. [1993], "Influence of the Japan Development Bank Loans on Corporate Investment Behavior," *Journal of THE JAPANESE AND INTERNATIONAL ECONOMIES*, Vol. 7.
- Rothwell, R. and Zegveld, W. [1982], *Innovation and the Small and Medium Sized Firm*, Sussex University (岩田勲他訳 [1987], 『技術革新と中小企業』有斐閣)。
- Schumpeter, J. A. [1912], *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung* (塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳 [1977], 『経済発展の理論 (上・下)』岩波書店)。
- Schumpeter, J. A. [1951], *Economic Theory and Entrepreneurial History*, R. V. Clemence ed., *Essays of J. A. Schumpeter*.
- 中小企業庁編, 『中小企業白書』(各年版)。
- 中小企業総合研究機構訳編, 『アメリカ中小企業白書』(各年版)。
- 経済企画庁 [1997], 「『構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし—』の推進状

況と今後の課題』。

研究開発型企業育成センター [1992], 『研究開発型企業における海外等との業務提携に係る調査研究報告書』（平成3年度報告書）。

機械振興協会・経済研究所 [1994], 『ベンチャービジネス経営者とその支援のあり方に係る調査報告書』。
国民金融公庫総合研究所編, 『新規開業白書』（各年版）中小企業リサーチセンター。

日本開発銀行 [1994], 「新規事業創出の方策—リスク・リワードのシェアリングシステムの拡大とネットワークの要の必要性」『調査』第187号。

日本経済新聞社・日経産業消費研究所編『日経ベンチャービジネス年鑑』（各年度版）。

総合研究開発機構 [1997], 「ベンチャー企業支援のあり方に関する研究」『NIRA 研究報告書』No. 970100。

通商産業省産業政策局 [1997], 『経済構造の変革と創造のための行動計画』大蔵省印刷局。

通商産業省産業政策局産業資金課編 [1994], 『新時代の産業金融—産業活力発展のために—』通商産業調査会。

ベンチャーエンタープライズセンター [1996], 『VEC 年報』Vol. 21。

ベンチャーエンタープライズセンター [1997a], 『VEC 業務案内』。

ベンチャーエンタープライズセンター [1997b], 『ベンチャービジネス動向調査報告』（平成9年度版）。

ベンチャーエンタープライズセンター [1997c], 『新規事業支援ハンドブック97』通商資料調査会。

「事業税の外形標準化についての検討」の要旨

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 久保長雄

本稿では、事業税の現状を見つめ、そこにどんな問題があるのかを見出し、それが何に起因しているのか検討している。そして、明らかにされた問題点を改善するためには、どのような方法をとる必要があるのか、そして、その方法によるとどのような効果が現れるのかについて検討している。最後に、シャープ勧告以来、半世紀にわたって議論されているにも関わらず、未だに実現されていないことについて、残された課題とは何かを検討している。

第1章では、統計等をもとに『事業税の現状と問題』について再検討を行った。事業税が平成7年度に4兆4,860億円の税収をあげ、都道府県税収全体の32.2%を占め、都道府県税の基幹税であることがわかる。平成元年度には税収全体の44.4%を占めたこともあった。また、現行制度の検討により、いくつかの問題点が明らかになった。すなわち、変動性、偏在性といった税収に関わる問題、企業課税、物税といった税の性格に関わる問題、転嫁の問題、地方税としての自主性の欠如などである。これらは結局、課税ベースのあり方に関わる問題であることがわかった。

第2章では、事業税の根源的問題は、課税根拠と課税ベースの乖離であることが明らかになった。そして、この問題を解消するには、課税根拠と課税ベースに整合性を持たせることが必要であり、それには課税根拠が何であるかも検討しなければならない。シャープ勧告や税調の答申によれば、事業税の課税根拠は企業が地方団体から公共サービスの提供を受けていることに着目して、応益性にあることが明らかである。応益原則に基づく課税ベースについて税調答申では、「課税に当たって事業そのものを課税客体としているのは、事業が収益活動を行っている事実に着目してその担税力を見出そうとするものであるからである。従って、事業税は事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を何らかの基準によって測定して課税することが望ましいと考えられる」と述べられている。課税ベースは何らかの外形標準によることが望ましいと考えられる。

税調はこの問題について、昭和36年答申では付加価値税導入を示唆、39年度答申では課税ベースとして加算法による付加価値額を提案、43年答申では、具体的に付加価値基準導入の際の仮案を作成した。しかし、46年答申では付加価値額を収入額や資本金額と他の外形標準と並立に扱い、付加価値基準の導入といった観点からは一歩後退した観がある。52年答申では外形標準化が地方消費税の導入と競合しないかについて議論された。

以上から、これまでの『外形課税に関する経緯』について振り返ることができた。

第3章では、課税根拠と課税ベースの乖離を解消するためには、どのように『課税ベースの選択』を行うべきかを検討している。前述のように事業税は応益原則に基づいて課税される。応益原則の課税ベースとしては受益額があげられる。事業税の課税根拠が応益原則であることから、課税ベースは受益額が望ましい。しかし、各企業の公共サービスからの受益額を直接測定することは不可能である。そこで、仮定「企業がその生産活動において享受する公共サービスからの便益（受益額）の大きさは、その企業の活動量に比例する」が成立するならば、代替指標を用いる

ことで受益額を間接的に測定可能となる。

代替指標としては、資本金額、従業員数などのストック概念と売上高、企業所得、付加価値などのフロー概念が考えられる。しかし、ストック概念の数値は企業の経済活動の結果というより、むしろ企業の活動量の限界あるいは潜在的活動量を決定する要因と考えられる。それに対し、フロー概念の数値は企業の経済活動の結果としてとられることができる。しかし、所得は経済活動の結果（成果）であり、経済活動量を示すものとしては適切でない。従って、理論的に課税ベースは付加価値が最適であり、また、便宜性を考慮して所得型付加価値（所得、賃金、利子、地代の合計額）によることが望ましいと結論できた。

第4章では、(1)課税ベースを付加価値基準に変更した場合、税収の地域間格差、つまり偏在性問題について、(2)課税ベースを付加価値基準、収入額基準に変更した場合の業種別税負担について、『外形標準課税を導入した場合の影響』を独自に試算し検討した。(1)税収の地域間格差が経済力（県内純生産）のそれに等しいならば偏在していないと考えられるならば、同様に現行事業税、付加価値基準の事業税（付加価値税）の地域間格差を試算した場合、変動係数として、経済力0.771、現行事業税0.850、付加価値基準の事業税0.787が算出された。これを比較することで、付加価値基準により偏在性が是正されることが明らかになった。(2)課税ベースとして、①所得型付加価値、②所得と所得型付加価値の併用型、③収入額、④所得と収入額の併用型に変更した場合の業種別税負担の変動について試算を行った。業種別の変動割合についてコメントを省略するが、各課税ベースにおける税源の業種別格差を試算してみると、変動係数として、所得基準0.983、付加価値基準0.841、収入額基準0.987と算出された。変動係数が最小であるのは全業種にまんべんなく課税されていると考えられる。この結果、付加価値基準は経済活動量に応じて課税が行われていることが明らかになった。

第5章では、赤字法人課税の問題を、『付加価値基準の外形課税を実現するには』、最も重要な検討課題であるとして取り上げている。具体的な解決策は見出せなかったが、所得以外で赤字法人の担税力を示す何らかの指標を備える必要があり、それは必ずしも数値でなく、赤字法人が事業を継続的に行っている事実に着目したことであってもいいだろうと考える。

最後に、事業税の外形標準化という問題は、課税根拠と課税ベースの乖離に起因するものであって、課税ベースを付加価値基準に変更することがその解決策であった。しかし、未だに実現に至っていないのは、赤字法人課税の問題を含め、いくつかの検討課題が残されているためであろう。事業税の外形標準化問題と地方消費税問題は、しばしば、相互的な検討課題とされた。本稿では、地方消費税との関わりについて検討していないが、将来的に、地方分権が推進されることを考慮すれば、地方消費税との問題は、将来の地方税体系を考えるうえで、赤字法人課税問題と並んで重要な検討課題になるであろう。今後は、これら残された課題について検討する必要がある。

〔参考文献〕

- 石田直裕「事業税の外形標準課税をめぐる諸問題」租税研究97. 1, 1997
石田直裕「地方分権と地方税制のあり方」租税研究97. 9, 1997
石橋映二「地方税制の問題点と改革の提案」税制研究第38号, 1997

- 今西芳治「事業税におけるもう1つの外形標準課税論—国際的側面からの接近—」商経学叢第42巻1号, 1995
- 牛嶋正「事業税の適正課税と外形課税」税経通信91.10, 1991
- 牛嶋正「法人事業税のグループ一括課税の方向」税経通信90.10, 1990
- 牛嶋正『租税の政治経済学』有斐閣, 1990
- 佐藤進『付加価値税論』税務経理協会, 1973
- シャープ・塩崎潤監訳『財政学』有斐閣, 1973
- 正橋正一『事業税』税務経理協会, 1996
- 神野直彦「法人地方税の課題」税研1997.9, 1997
- 瀧野欣彌「事業税をめぐる諸問題について」租税研究93.10, 1993
- 戸谷裕之「企業の課税ベースについて—所得が抱える問題点—」租税研究89.3, 1989
- 戸谷裕之「地方消費税のあり方の検討」租税研究97.3, 1997
- 戸谷裕之「地方税としての企業課税—事業税の歴史・政策・理論—」経済学論究第44巻4号
- 戸谷裕之「地方分権と地方企業課税」総合税制研究, 1996
- 戸谷裕之『日本型企業課税の分析と改革』中央経済社, 1994
- 中西啓之「地方税改革の諸構想とその検討」税制研究第38号, 1997
- 西野万里「現行事業税の問題点と改革の方向—外形標準課税導入の妥当性—」地方自治505, 1989
- 西野万里「事業税の外形標準課税問題の研究」租税研究97.3, 1997
- 西野万里「法人事業税はいかにあるべきか—外形基準化か連結納税制の導入か—」税務弘報 vol. 38, no. 13, 1990
- 橋本徹「一般消費税と地方税制」経済学論究第33巻3号, 1979
- 橋本徹「事業税の外形標準課税と一般消費税」税経通信 vol. 33, no. 8, 1978
- 橋本徹「地方税原則と地方税体系」『地方税制の基本的あり方に関する報告』地方財務協会, 1984
- 橋本徹「地方税制の改革—事業税を中心に—」日税研論集 vol. 28, 1994
- 橋本徹「府県税・事業税の外形課税化（所得型付加価値税）とその影響」租税研究437, 1986
- 橋本徹・山本栄一『日本型税制改革』有斐閣, 1987
- 橋本徹・山本栄一・林宜嗣・中井英雄『基本財政学（第3版）』有斐閣ブックス, 1994
- 橋本徹編『21世紀を支える税制の論理 第7巻 地方税の理論と課題』税務経理協会, 1995
- 林省吾「事業税における分割基準をめぐって」地方税第43巻5号, 1992
- 林正寿「事業税について」経済と貿易第157号, 1992
- 林正寿「事業税の外形課税化—個別企業の事業税負担額変化のシミュレーション分析—」経済と貿易第160号, 1992
- 林正寿「事業税の外形課税化と産業別事業税負担額の変化」横浜市立大学論叢第43巻5号, 1992
- 水野正一「赤字法人課税のあり方」税経通信, 1986. 2
- 宮本憲一「赤字法人の課税問題」経済志林第59巻3号
- 矢野浩一郎『地方税財政制度』学陽書房, 1994
- 横田信武「事業税改革における諸問題」早稲田商学第334号, 1988
- 吉牟田勲「付加価値税と外形標準の法人事業税課税の問題」租税研究411, 1984
- 和田八束「受益者負担」『現代財政学体系（第2巻）』有斐閣, 1972
- 和田八束『新訂 租税政策の再検討』文眞堂, 1979
- 自治省税務局編『地方税制の現状とその運営の実態（平4版）』地方財務協会, 1992

「みなし配当」課税論

——包括的所得概念と法人擬制説からのアプローチ——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 桑 理 弘 恭

現在、我が国の税制においては、「みなし配当」課税の規定を設け、法人税法上は益金不算入として取扱い、所得税法上は課税する旨を定めている。「みなし配当」課税は、色々な場合に発生するが、利益積立金額を資本に組入れて新株式を発行した場合（以下、株式配当という）と利益を原資として自己株式を消却した場合（以下、利益消却という）については、株主にとって実質的な利益がないとして商法界や経済界から非課税にすべきであるという要望ばだされている。この非課税にするとすることは、利益積立金額の資本組入れ時に配当とみなして課税していたものを譲渡時に譲渡所得として課税することである。従って、現行制度を維持するのであれば、何故に利益積立金額の資本組入れが所得に該当するのか、何故に配当所得として課税するのかを明らかにする必要がある。

第一章『「みなし配当」課税の制度と沿革』では、「みなし配当」課税の制度を条文（法人税法第24条・所得税法第25条）によって検討し、経緯のあらましを述べた。

第二章では、まず最初に代表的な『課税論と非課税論』について検討した。①「未実現所得課税説」（利益積立金額の資本組入れ相当額は少なくとも株式の価値は増加する。つまり、未実現のキャピタルゲインが発生することを根拠に、未実現のキャピタルゲインの発生は包括的所得概念の下では所得たりうるのであるからこれに課税するのだという説）と転換対処規定説（現行制度上、有利な取扱いを受けている譲渡所得に転換するのに対処する規定であるとする説）は、何故に配当所得として課税するのかが明確でない。「二重課税防止規定説」（利益積立金額は法人税のみ課税済みである点に着目し、資本組入れ時に配当所得として課税しないと二重課税の調整を行う機会がなくなるので課税するという説）は、「みなし配当」課税を所得性の有無とは関係なく課税技術的なものとして捉えているが、所得性がないのに課税技術を考慮して課税されたのでは個人株主は納得しがたいであろう。「課税関係決済説」（資本金は全ての課税関係が決済された金員から成るが利益積立金額は未だ全ての課税関係が決済されたものでないで資本組入れ時に課税するのだという説）は、個人株主の保有する株式に係る部分については課税関係が決済されているが、法人株主が保有する部分は完全に課税関係が決済されているとはいえない点で疑問が残る。「未実現所得非課税説」（未実現所得はそもそも課税すべきでないとする説）は、我が国の最高裁の判例は未実現所得に対する課税は違憲でないとしている以上その主張は弱い。「割合的利益の変化説」（利益積立金額の資本組入れは単に自己資本項目の振替えにすぎず、株主間の配当請求権や議決権の割合的变化はなく、それに加え会社資産からは何をも取り去らないと同時に株主については会社から何をも受取らないので、利益積立金額の資本組入れを資本準備金の資本組入れと同様視し課税すべきでないとする説）は、資本準備金が本来株主からの払込み資本の一部であるのに対して、利益積立金額は本来株主に分配すべき利益の一部であることが考慮されていない点が問題である。以上の説が「みなし配当」課税を考察する際のポイントとなるところは、所得性の有無と法人擬制説に基づく利益積立金額の性格であることを明らかにした。この第

一のポイントは第三章『所得性から見た「みなし配当」』で、第二のポイントは第四章『法人本質観から見た「みなし配当」』で、第五章では「みなし配当」を『非課税にした場合の影響』について検討した。以下、これら三論点を個別に展開する。

(1) 現在我が国で採用されている所得概念は包括的所得概念である。この包括的所得概念においては、所得は消費の権利行使の市場価格と、期首と期末間の保有財産価値の変化の代数和とされ、この資産純増には未実現の利得も含まれていると考えられている。ゆえに、「みなし配当」も未実現利得なら所得に該当する。利潤を留保し法人税法上の利益積立金額が生じた段階で、それに見合う資産が会社に蓄積したのであるから株価の価値も増加、つまり未実現のキャピタル・ゲインが発生する。ただこのことから利潤を会社に留保した段階で未実現利得が発生しているのであるから課税すべきであると考えられるが、この留保利潤の段階は、将来それが配当として処分されることや来期以降の欠損に充てられる可能性も有り、不安定な状態であるのでこの段階で課税すべきではなく、資本組入れ時にそのキャピタル・ゲインが確定的な状態となったとみなして課税すべきであると思われる。つまり、資本組入れ時に新たに所得が発生しているのではなく、利益積立金額が生じた段階で発生していた未実現利得が資本組入れ時に株主に完全に帰属したと見え課税するのである。

(2) 上記のように留保利潤が株価に転換したのであれば、譲渡所得として課税したほうが理論上整合性があると考えられるが、利益積立金額の性格を考えればやはり配当所得として課税するのが妥当であるといえる。我が国の税制上採用されている法人擬制説では、法人税を所得税の前取りとして考えこの法人税と所得税の両立が二重課税となるので、配当控除により調整されるが、株主に配当された部分についてはこの方法により二重課税は調整できるが、配当されなかった部分つまり、留保利潤については未だ二重課税調整がなされていないので、この留保利潤が資本に組入れられた場合に配当所得として課税し配当控除を適用しておかないと永久に二重課税調整ができないことを考慮して配当とみなして課税するのである。

(3) 最近、株式市場活性化対策として利益消却が目玉されているが、この利益消却は当初「みなし配当」課税の適用があったため実際に実施する企業は皆無であった。これを理由にこの場合の「みなし配当」課税のみ措置法レベルで平成11年3月末まで非課税とされることになり、結果利益消却を実施する企業があらわれた。こういった背景のもと一時的な凍結ではなく原則非課税にすべきであるという議論がでていいる。利益消却と株式市場の影響について、(イ)一株あたりの資本金が増大するため、株式の価値が増大する。(ロ)発行済株式数が減少すれば需給がタイトになるので株価が上がる。(ハ)利益消却によって自己資本利益率(ROE)が上昇する、といわれているが、(イ)自社株買いによって発行済株式数が減少するため、一株あたりの資産は増加するが、同額だけ自社株買いのための資金がなくなっているため、これらは、相殺され結局一株あたりの資本金は変化しない。(ロ)利益消却によって発行済株式総数は減少するから、もちろん供給量も減少しているのだが、減った供給量に対する需要価額総額という意味での需要も減少するため、利益消却によって、株価は変化しないのである。(ハ)利益消却によってROEが上昇する必要十分条件は、総資本利益率が金利を上回っていることである。この場合には、自己株式買いのレバレッジ(負債比率の上昇)効果が働いて、ROEは上昇する。しかし、同時に、負債比率が上昇するため、利払い後の利益の変動が大きくなるという財務リスクも増大する。ROEが上昇するのは、この

株主のリスクの増大を補償するためであるから、レバレッジ効果による ROE の上昇は、株主の利益という点では、中立的である。このように株式市場活性化という観点から「みなし配当」課税を凍結したことの意義を考えるとあまり有効であるとはいえない。次に株式配当が非課税になった場合の影響について検討する。通常の配当は原則として最高税率50%で課税されるのに対して、株式譲渡益課税は20%、上場株式については1.05%の税率で課税される。もし、株式配当が非課税になれば、現金配当を受けた株主に比べ同額の株式配当を受けた株主の租税負担は著しく少なくなるので租税回避行為につながる恐れもある。

留保利潤の蓄積による株価の上昇（未実現利得）が資本組入れ時に株主にとり確定的な状態となったと考えることで、利益積立金額の資本組入れが包括的所得概念の下では所得に該当することを検証し、法人擬制説の観点から、配当所得として課税するのは法人税と所得税の二重課税調整、つまり、譲渡所得として課税したのでは二重課税調整ができないことを根拠に結論づけた。又、従来の「みなし配当」課税論に加えて、利益消却が株式市場に与える効果を理論的に検討し、効果がないことを理由に非課税にする必要がないと結論づけた。

〔参考文献リスト〕

書 籍

- 武田昌輔著「企業課税の理論と課題」税務経理協会 1995. 8
 金子宏編著「所得課税の理論と課題」税務経理協会 1996. 3
 金子宏著「所得概念の研究」有斐閣 1995. 11
 水野正一編著「資産課税の理論と課題」税務経理協会 1995. 11
 未永英男著「税務会計研究の基礎」九州大学出版社 1994. 7
 貝塚啓明著「財政学」東京大学出版社 1988. 2
 佐藤進・伊東弘文著「入門租税論」三嶺書房 1994. 5
 佐藤進・宮島洋著「経済ゼミナール財政」東洋経済新報社 1983. 10
 武田隆二著「所得会計の理論」同文館 1970. 11
 武田隆二著「簿記Ⅲ 株式会計」税務経理協会 1991. 9
 忠佐市著「税法の会計原則」中央経済社 1953. 9
 泉美之松著「法人税法の読み方—法人税法の基礎」東京教育情報センター 1980. 12
 佐藤進著「財政学」税務経理協会 1982. 10
 久保欣哉著「株式配当論」千倉書房 1960. 5
 竹内昭夫著「会社法の理論Ⅱ」有斐閣 1984. 9
 今西芳治著「現代財政理論」世界書院 1987. 4
 田中久夫著「商法と税法の接点」財政詳報社 1996. 3
 山上一夫著「説例による法人税法解説 平成5年版」税務研究会出版局
 浅野幸弘著「投資家から見た株式市場」中央新書 1996. 4

論 文

- 金子宏「商法改正と税制」商事法務1223号 1990. 7
 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否上」商事法務1258号 1991. 8
 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否下」商事法務1259号 1991. 8
 金子宏「アメリカ連邦所得税における株式配当の取扱い」税法研究1号 1973. 10
 久保欣哉「株式配当と無償交付」商事法務153号 1959. 9

- 大島隆夫「利益積立金の資本組入れに対するみなし配当課税の意義」商事法務1273号 1992. 1
- 武田昌輔「民商法と課税問題五一株式会社の最低資本の充実と課税問題一」会計第141巻第1号 1992. 1
- 武田昌輔「民商法と課税問題六一利益をもってする株式の消却一」会計第141巻第2号 1992. 2
- 武田昌輔「民商法と課税問題七一みなし配当について一」会計第141巻第3号 1992. 3
- 武田昌輔「民商法と課税問題八一利益積立金額の資本組入れ一」会計第141巻第4号 1992. 4
- 武田隆二「資本の概念」税務会計研究第4回大会報告要旨
- 森崎克人「みなし配当課税とは何か」資本市場 No. 97 1993. 9
- 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点(上)」商事法務1253号 1991. 6
- 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点(下)」商事法務1255号 1991. 7
- 吉牟田勲「利益又は利益積立金の資本組入れと配当所得課税の問題点(上)」財経詳報 1823号 1991. 2
- 吉牟田勲「利益又は利益積立金の資本組入れと配当所得課税の問題点(上)」財経詳報 1824号 1991. 3
- 竹中正明「自己株式利益消却みなし配当課税凍結の評価」税経通信 1955. 9
- 田中治「配当課税・寄付金課税等の見直しの論点」税経通信 1996. 4
- 園田成晃「我が国における証券税制の在り方について」日興リサーチセンター投資月報 1996. 8
- 漆畑春彦「グローバル時代の証券市場及び税制改革」日興リサーチセンター投資月報 1996. 1
- 土田三千雄「企業実体論と株式配当」青山経済論集第10巻 1959
- 土田三千雄「株式配当の性格」企業会計9巻13号 1957. 12
- 丹波康太郎「株式配当の課税問題」国民経済雑誌85巻1号 1952
- 高木康雄「株式配当について」香川大学経済論集30巻2・3号併合 1957
- 佐藤孝一「株式配当論」企業会計4巻4号 1952. 4
- 番場嘉一郎「株式配当一利益分配か否か, 実現収益か否か」産業経理18巻3号 1958. 3
- 塩崎潤「株式配当の課税問題」産業経理18巻3号 1958. 3
- 岩田規久男「株式蘇生」週間東洋経済 1996. 8
- 水野博志「自社株取得の株価に対する影響」月間資本市場 1996. 5
- 広田「「自社株買い」への株価の反応」証券 1996. 12

「フリンジ・ベネフィットの課税問題」

立命館大学大学院経済学研究科博士課税前期課程2回生 近藤篤俊

フリンジ・ベネフィット（付加給付、追加的給付）とは、経済取引において、主な給付に付随して給与される給付を意味する。この論文では、事業主から被用者に対して与えられる、非現金形態での付加給付を中心に考察し、第1章の「フリンジ・ベネフィットとは何か」では、フリンジ・ベネフィットの適正な課税が必要とされる理由を、課税における公平（水平的公平、垂直的公平）、課税における中立性、税収及び税務行政上の配慮について考察した。

第Ⅱ章では、「フリンジ・ベネフィットが与える日本社会への影響」について考察した。現金給与以外の労働費用は、実は従業員にとってのフリンジ・ベネフィットの一部しか捉えておらず、企業会計上は明示的に費用として計上されないようなフリンジ・ベネフィットが少なからず存在する。社宅の家賃と対応する市場家賃との差額や、低利の社内融資の市場金利との差などである。これらは、市場で供給すれば得られたであろう利益を放棄しているという意味で、企業からみれば「機会費用」と考えられる部分である。

一方企業にとっては、成果配分のフリンジ・ベネフィット化は、従業員の企業への従属意識を強め、転職を抑制する効果を持つと考えられる。転職を希望する者にとって、他の企業の福利厚生水準は賃金のように簡単に比較できないから、転職に伴うリスクが大きく感じられ、転職が抑制される可能性がある。これは、企業にとっては明らかにメリットであるが、従業員にとっては企業に対する交渉力が弱まるという危険な側面もある。

成果配分のフリンジ・ベネフィット化のもう一つの問題は、その恩恵を受けるものが限られ、業種間、企業規模間、職種間などの格差が大きいことである。しかし、こうした不透明な形での企業間格差は、労働条件に関する情報をオープンにしたうえでの競争という市場メカニズムが、円滑に機能するための大前提を揺るがすことになる。また、政府規制産業の場合には、表面上の賃金水準を低く抑えつつ、従業員への実質的な独占的レント（超過利潤）の分配がフリンジ・ベネフィットの形で行われている可能性がある。実際、金融・保険業や電気・ガス・熱供給・水道業のフリンジ・ベネフィット給付額は極めて大きい。企業の経営努力によりコストを削減する誘因が薄れ、資源のロスが生じるとともに、規制によるレントの恩恵を享受できる者（当該産業の関係者）とできない者との間に不公平が生じるからである。

賃金よりもフリンジ・ベネフィットのほうが様々な面で課税が甘く、それがフリンジ・ベネフィット化を促進している面も見逃せない。フリンジ・ベネフィットに対する課税は現金給与と比較してかなり甘いですが、それは、資源配分の効率性の観点からも課税の公平性の観点からも大きな問題である。資源配分の効率性については、フリンジ・ベネフィット化が不必要なまでに選好される結果、資源配分の歪み（過剰消費）が生じる可能性がある。社宅建設ブームはこの好例である。また、フリンジ・ベネフィットが、従業員の企業への帰属意識を高め、転職を抑制するなら、労働市場の潜在的なミスマッチを拡大させる可能性もある。課税の公平性については、まず、実質的に同じ所得水準には同じく課税せよとする「水平的公平性」に反する。これは、フリンジ・

ベネフィットの利用可能性が、業種、企業規模、職種、社内での地位などによって大きく異なるからである。また、高所得層ほどFRINGE・ベネフィットの恩恵を受ける機会が多いたら、課税の「垂直的公平性」の原則にも反することになる。さらに、FRINGE・ベネフィット化によって課税ベースが縮小すると、税収を維持するために現金給与に対する税率を引き上げざるをえず、それがますます節税のためのFRINGE・ベネフィット化を促進するという悪循環を引き起こす可能性もある。

「バブル」崩壊は企業のFRINGE・ベネフィットにも大きく影響している。例えば、希望次第で、退職金をボーナスに上積みして前払いしたり、住宅取得のための積立金や社内預金の利息を会社が補助している恩恵なども現金で払うという動きがある。企業が社員に対して、会社からの自立をFRINGE・ベネフィットを逆利用して迫っているのである。退職金や社内福祉は、社員の生涯を保証し、日本の終身雇用制と表裏をなしてきたが、ここ数年国境の無い「大競争時代」を迎えた企業にとって、まだまだ「例外」と言われてきた契約社員などの流動化を目指す新しい制度が、将来、「原則」となる可能性があるのは確かなのである。今日において戦後経済的な豊かさを求めてきた国民の意識が、ゆとりある個人・家族生活、生きがいなどを求めるものに変化しつつある。これらの企業が上記のように変化しつつあるのは、我が国の古い体質を改善すべきときを示している。

第Ⅲ章では、「FRINGE・ベネフィットの現行租税法等の扱いと問題点」について考察する。FRINGE・ベネフィットの法規上の特徴として、FRINGE・ベネフィットの供給コストは課税所得の計算において積極的に控除されているが、享受されるその経済的利益の多くは事実上課税除外されており、一般に費用と収益に非対応の状況がみられ、その概念の不明確性やその発生形態の多様のゆえにその課税規定は課税庁に自由裁量を認めることになると批判される面をもっており、さらに、その供与が実務遂行の必要あるいは労働条件もしくは福利厚生 viewpoint からされるもの、換価が不自由でまだ選択の余地が乏しいもの、捕捉および評価が困難なものなどの性質を有しているものが多く、金銭給与とは違い課税を困難にする特殊性も有している。

FRINGE・ベネフィットが、現金以外により供与される経済的利益とすると、課税対象の有効な一つとなるから、所得課税法における課税物件としてそれに対する課税の問題が検討されなければならない。所得税の実務上の課税においては、FRINGE・ベネフィットを5項目に分けてとらえ給与等の所得として課税するとしている。

昭和40年の所得税法改正は、「経済的利益」概念を導入することによって所得を包括的に把えて課税することとしたのであるが、それが税法概念として導入されて以来、租税法律主義からみると、「経済的利益」の実定法規定について、同概念の内容が抽象的で明確性を欠くことから、恣意的課税を認めることになる「実質主義」に代わって、課税庁の裁量的・恣意的課税を是認する役割を果たすものに発展する可能性がある。租税法においては、課税庁の裁量的・恣意的課税を認めることになる規定を設けることは許されないと解すべきであり、租税法律主義の重要な要素である課税要件明確主義は、課税要件を抽象的・多義的な不確定概念で定めるのではなく、一義的明確な概念で定めることを要請するからである。

法令でFRINGE・ベネフィットを明示していることもあるが、原則的には、所得課税においてはFRINGE・ベネフィットを収入概念で把えて課税することとする一般条項方式を採っている。

しかしその概念はきわめて抽象的でありその具体的内容は包括的であることから、課税実務においては、その内容を通達で具体化しそれに基づいて課税しているのである。FRINGE・BENEFIT課税において、課税庁に裁量的余地が事実上認められていることは否定できない。

租税法での社宅の扱いでは、給与所得者が享受するこのようなFRINGE・BENEFITはそのほとんどが捕捉されず、課税されることはない。所得税基本通達（36-40）では、社宅賃貸料が「通常支払うべき賃貸料」とされる「賃貸料相当額」の2分の1相当額以上であれば企業の社宅貸与により従業員が受けるFRINGE・BENEFITは課税しないこととしているからであり、賃貸料相当額を算定する算式の基礎が通達策定時（1951年）の物価指数等であり合理性に欠けるし、また、算式の基礎とされる固定資産税の課税標準は著しく過少評価によるものであり、「賃貸料相当額」が通常の民間の賃貸料より著しく低額に設定されているからである。

また、企業にとって、社宅に対する投資（建設経費・付属設備）つまりFRINGE・BENEFITの供給コストは、減価償却により法人の損金または必要経費として控除が認められ、土地所得費や建設費に係る借入金の支払利子も法人税の益金を構成する。租税特別措置法（62条の2）は、法人の投機的な土地取得を規制する趣旨で土地取得に係る借入金利子の損金算入制限を講じ、原則として、土地取得に係る借入金利子を取得後4年間損金算入を認めないこととしているが、取得した土地が恒久的な建物の敷地に供されている場合には、その取得借入金に係る支払利子相当額の損金算入が認められている。

第IV章では「諸外国におけるFRINGE・BENEFIT課税の現状」として、具体的にオーストラリアとニュージーランドのFRINGE・BENEFIT税について、雇用者が従業員に対してFRINGE・BENEFITを供与した場合に、雇用者を納税義務者として課税する国々の例を検討した。

第V章では「FRINGE・BENEFITの課税方法と、評価方法」について、その評価基準と税制の設計について、事業主コスト、被用者価値、市場価値に基づいて評価基準を設定して税制の設計をする必要がある事を明らかにした。

第VI章では「適切なFRINGE・BENEFITの課税方法」について考察し、以下の法案を述べる。

所得課税の範囲内での課税方法として1つは、あくまでも個人所得税の枠内で課税するというものである。これには、積極的な課税を必要とするものについて、法律で列挙して課税するという方法と、一定のFRINGE・BENEFITに対する課税を特に断念する方法、すべての給与所得者を対象とすることなく、高額の給与所得者等に課税する方法がある。

もう1つは、給付者に対して課税する方法で、これは雇用者が従業員に対してFRINGE・BENEFITを供与した場合、雇用者を納税義務者として課税されるもので、オーストラリアやニュージーランドで採用されているようなFRINGE・BENEFIT・タックスによる特別課税や、FRINGE・BENEFITの供給コスト（例えば、法定外福利厚生費等）を法人税の損金に算入しない（損金不算入）方法がある。しかしこれらはいずれにせよ、個人の担税力に応じた課税をするといった観点からは、それを断念した課税方法であり、FRINGE・BENEFITの課税は、あくまでも個人所得税の枠内で解決されることが望ましい。FRINGE・BENEFITについては、公平の達成のために課税を強化すべきであるという見解と社会通念や選択性・換金性の問題を理由に課税すべきでないという見解とがあるが、今日では無視できない経済的利益が存在しており、

そのことが公平性、中立性等を侵害している現状から、課税を強化すべきであり、課税の方法は、できる限り個人の担税力に応じた課税方法が望ましいので、個人へ課税すべきであると考え。企業は、供与したFRINGE・ベネフィットの額、および享受者を税務署に明らかにし、給与として現金給与に加算して源泉徴収することが望ましい。

〔主な参考文献〕

著書

- ・武田晶輔「企業課税の理論と課題」税務経理協会 1996
- ・金子宏編「所得税の理論と課題」税務経理協会 1996
- ・藤田晴「所得税の基礎理論」中央経済社 1992
- ・宮島洋編「税制改革の潮流」有斐閣 1990. 10. 20
- ・宮島洋「企業福祉と税制」財団法人日本税務研究センター 1991. 8
- ・猪木武徳編「日本の雇用システムと労働市場」日本経済新聞社〈シリーズ現代経済研究9〉 1995. 1. 25
- ・山内克巳「現物給与と福利厚生費の取扱いがわかる給与課税実務問答集」清文社 1997. 4. 25
- ・小布施金助「源泉徴収のポイント—現物給与をめぐる源泉所得税—」財団法人大蔵財務協会
- ・日本経営者団体連盟編「企業における住宅対策」日本経営者団体連盟広報部 1965. 3. 30
- ・今井賢一・小宮隆太郎「日本の企業」東京大学出版会 1989
- ・日本生産性本部賃金制度専門委員会編「新環境下の企業福祉」日本生産性本部 1977
- ・OECD (ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT) THE TAXATION OF FRINGE BENEFITS, OECD, 1988
- ・The Taxation of Employee Fringe Benefits (47th Congress of the International Fiscal Association) KLUWER 1993

論文

- ・馬場義久「FRINGEベネフィット課税」租税研究 1993. 11
- ・石田泰正「社宅等の貸与と税務問題」税経通信 1993. 10
- ・伊東稔博「従業員に対するFRINGEベネフィット」税経通信 1990. 11
- ・小島昇「FRINGEベネフィットについて」租税研究 1992. 1
- ・杉尾茂茂「FRINGEベネフィットを巡る事実認定事例」税経通信 1990. 11
- ・畠山武道「追加的給付に対する課税の動向」ジュリスト 1985. 12
- ・平石雄一郎「FRINGEベネフィット課税強化の理論」税経通信 1985. 12
- ・平石雄一郎「FRINGEベネフィット課税の概要と課題」税経通信 1992. 12
- ・山本守之「役員に対するFRINGEベネフィット課税」税経通信 1990. 11
- ・山口光「福利厚生費と消費税」税経通信 1993. 10
- ・吉牟田勲「諸外国のFRINGEベネフィット課税の現状」税経通信 1990. 11
- ・山下和久「日本企業とFRINGEベネフィット課税」経済研究（大阪府立大）39(2)p.13-24 1994. 3
- ・藤田晴「FRINGEベネフィット課税の基本問題」税経通信47(5)p.2-8 1992. 4
- ・石島弘「FRINGE・ベネフィットの課税問題」税経通信44(5)p.36-42 1989. 5
- ・鈴木章「FRINGEベネフィットについての若干の考察」税経通信
- ・石島弘「FRINGEベネフィット—現物給与の検討を中心に—」租税法研究17 p.50-86 1989. 10
- ・石島弘「租税法からみたFRINGEベネフィット課税」税経通信 1990. 11
- ・武田昌輔「FRINGEベネフィットを巡る問題点」税経通信 1990. 11
- ・武田昌輔「FRINGEベネフィットの課税」税研 1990. 10

- ・沼田道孝「フリンジ・ベネフィット課税の研究」財団法人日本税務研究センター 1993. 10
- ・橋本秀法「福利厚生費と源泉徴収」税経通信 1993. 10
- ・平石雄一郎「フリンジ・ベネフィット課税強化の論理」税経通信 1985. 12
- ・吉牟田勲「諸外国のフリンジベネフィット課税の現状」1990. 11
- ・碓井光明「フリンジ・ベネフィットの課税問題」『所得課税の研究』金子宏編 有斐閣 1991

公的年金改革の経済分析

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 高橋 克明

目 的

本稿の目的は、公的年金制度の運営方式に着目し、公的年金制度を賦課方式から積立方式へ移行させるときに存在する「二重の負担」の問題を、簡単なシミュレーションを用いて分析することである。

賦課方式の問題点

公的年金制度の運営方式と問題点については、既に多くの研究成果が存在する。賦課方式と積立方式を比較した理論分析によれば、人口成長率と賃金成長率の和が利率よりも大きい場合に、賦課方式の年金制度が積立方式の年金制度に比べて個人の厚生を増加させることがわかっている。

ところで、年金モデルで考えられる人口成長率とは、年金を受け取る人口と比較したときの保険料を支払う人口の成長率を意味する。そのため、現在のように人口構造が変化し、高齢者の比率が高まる場合には人口成長率がマイナスとなる。また、人口成長率の大きな変化は、年金から得られる収益率の世代間格差を生じさせる。

このような状況をふまえて、近年では賦課方式の非効率性が指摘され、積立方式への移行を分析した研究が発表されている。そこで問題となるのが「二重の負担」の存在である。積立方式へ移行するにあたり、現在の現役世代に保険料を積み立てさせるならば、これまで賦課方式のもとで引退世代に保険料を所得移転として給付していた世代は、次の現役世代から給付を得られないことになる。そこで、彼らの給付を誰が負担するかという問題が生じる。つまり、保険料を払わずに給付を受けた世代が存在するため、その負担を将来世代は自分の保険料と共に負わなければならない。

本稿の視点

上記のような理由から、現在の制度は事実上、賦課方式で運用されている。しかし、賦課方式においても、給付を下げて保険料の負担を抑制しようとするならば、積立方式への移行と本質的には同じ効果を生じさせるのではないか。賦課方式で改革をする場合、高齢化が進むにつれて保険料の負担を抑制することは、給付水準を引き下げることが余儀なくされる。そのため、同様の水準を維持しようとするならば、代わりに私的な貯蓄を増やさなければならない。しかし、公的年金の給付水準引き下げによって私的貯蓄や私的年金が増加するならば、公的年金の一部分を積立方式へと移行させたことと同義であり「二重の負担」も同様に存在する。つまり、賦課方式を維持した上で公的年金の給付水準を引き下げるとは、積立方式移行に伴う「二重の負担」を見えない形で私的貯蓄に課しているにすぎない。また、1994年の年金改革では、将来の保険料増加を抑制するために、早期に保険料の段階的引き上げを行うことで、積立金を確保することによって世代間の公平を確保しようとしている。このことは、賦課方式を維持しているものの、現代世

代に追加的な保険料を課すことで積立金を生じさせることを意味する。つまり、賦課方式と積立方式を併存させることであり、「二重の負担」も当然発生する。

このように、積立方式への移行で「二重の負担」が発生してパレート最適にならないことは、この改革を否定する根拠とはなり得ない。現在のように賦課方式のもとで改革を行う場合にしてもパレート最適とはならず、積立方式への移行と同様の効果を生じさせることがわかる。このような視点から、本稿では積立方式への移行で生じる「二重の負担」が、各世代にどれだけの負担を課すものであるか、シミュレーションを用いて計算している。

シミュレーションモデル

「二重の負担」の大きさを計測するにあたり、年金モデルを以下のように仮定した。まず、賦課方式から積立方式へ移行する過程を以下のように仮定する。2000年度より20歳以上64歳以下の現役世代には積立方式の保険料を積み立ててもらおう。平均寿命を80歳で一定と仮定したうえで、65歳から80歳までの給付を20歳から64歳までの定額税で積み立てるとする。そのため、2000年以降に20歳に達する世代、つまり1980年生まれ以降の世代は、積立方式の年金給付を受けとることになる。

しかし、2000年時点で65歳以上の世代は積立保険料をまったく払っていないため、賦課方式の給付を現在と同様に行い、その負担は現役世代に今までと同様に課す。次に保険料を十分に積み立てていない世代、つまり、2000年時点で21歳から64歳の世代は、65歳になっても積立金が十分に存在しないため給付額を減少させて世代ごとに保険を成立させる。しかし、これでは生活をしていくためには十分でないために、これまでと同様に1ヶ月あたり20万円の給付がもらえるように、不足分は賦課方式の給付で補いその負担を現役世代に負担してもらうことになる。つまり、この部分が「二重の負担」である。そのため、積立方式の保険を導入した当初は、積立方式の給付金額も少ないために、賦課方式の給付総額が大きくなり、積立方式の保険料とあわせた「二重の負担」はかなり大きなものとなる。しかし、積立方式の導入から時間がたつにつれて、積立方式の保険料を払っていない世代の人口は減少する。また、積立方式の積立を長い間行っている世代が増えてくるため、賦課方式で補わなければならない金額は次第に減少することになる。最終的に、積立方式の導入から45年後に65歳に達する世代は、積立方式の保険が完全に成立するため賦課方式による補給は受けないことになる。彼らより年上の世代は、完全には保険が成立していないものの、賦課方式による補給はわずかであり、多額の補給を必要とする世代は人口が少なくなっているはずである。

分析結果

以上のような年金モデルを想定した上で、積立方式移行時の1人あたり平均負担額の推移を計算してみた。また、各世代の負担を比較するために、積立方式移行時の「二重の負担」を含めた上での内部収益率を求めてみた。以上の分析によると、市場利子率を1%と仮定したときでも内部収益率は1%程度悪化するにとどまった。利子率が3%以上であるならば、むしろ多くの世代で収益率が改善される見通しである。このように、「二重の負担」は市場利子率が低い場合でも、それほど大きな負担にならないことが分かった。これまでの研究では、「二重の負担」の存在が

改革を行う上での大きな問題であると考えられてきたが、本稿のシミュレーションで得られた測定結果によると、改革を行う上で「二重の負担」は大きな障害とならないことが分かった。

〔主要参考文献〕

日本語文献

- 井堀利宏, 1996, 『公共経済の理論』有斐閣。
牛丸聡, 1996, 『公的年金の財政方式』東洋経済新報社。
厚生省年金局監修, 1994, 『年金改革のすべて』社会保険広報社。
総理府社会保障制度審議会事務局編, 1996, 『社会保障統計年報 平成8年版』法研。
高山憲之, 1992, 『年金改革の構想』日本経済新聞社。
田近栄治・金子能宏・林文子, 1996, 『年金の経済分析』東洋経済新報社。
八田達夫・内田香屋子, 1996, 「1994年の厚生年金改革の研究」『日本経済研究』No. 33。

英語文献

- Aaron, H. J., 1966, "The social insurance paradox", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 32.
Barro, R. J., 1974, "Are government bonds net wealth?", *Journal of Political Economy*, 87.
Breyer, F. and M. Straub, 1993, "Welfare effects of unfunded pension system when labor supply is endogenous", *Journal of Public Economics*, 50.
Feldstein, M., 1974, "Social security, induced retirement, and aggregate capital accumulation", *Journal of Political Economy*, 82.
Feldstein, M., 1985, "The optimal level of social security benefits", *Quarterly Journal of Economics*, May.
Feldstein, M., 1995, "Would privatizing social security raise economic welfare?", *NBER Working Paper*, 5281.
Feldstein, M. and Samwick, A., 1996, "The transition path in privatizing social security", *NBER Working Paper*, 5761.
Kotlikoff, L. J., 1995, "Privatization of social security: How it works and why it matters", *NBER Working Paper*, 5330.
Samuelson, P. L., 1958, "An exact consumption-loan model of interest with or without the social contrivance of money", *Journal of Political Economy*, 66.

農業部門に見る「近代的成長・発展」の功罪

——中国農村のケースから——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 田 辺 哲

何故「中国の農業問題」か

まず、何故農業問題を扱うかについてであるが、農業部門と農民は、近代的成長・発展の過程において重要な役割を果たしていくにも関わらず、次第にその経済全体における地位と比重を低下させ、縮小させられていく。その理由は本論の中で述べていきたいが、農業問題を扱う、農村・農民からの視点でものを見るということは、「弱者」や近代的成長・発展の過程で切り捨てられた者の視点で見ると、ということでもある。また、農業問題には、環境問題・食糧問題としての側面がある。以上の理由から、農業問題を通して経済の理論・論理を見直したり、新しい見方を発見できるのではないかと考えた次第である。

次に、「何故中国を取り上げるか」という問題についてであるが、これについては筆者は以下の2つの理由を挙げたい。

理由の一つ目は、近代的成長・発展（以下特にことわらない限り、この言葉を「資本主義的発展」「資本主義市場経済化」と同義語として扱う）と、その過程で生じる問題点を考えるためである。理由の二つめは、中国がかつて社会主義体制を経験したことである。

本論では、中国の農業部門・農村のケースを取り上げることによって、社会主義と近代的成長・発展の両方が、農業部門・農村、農村住民、そして環境（本論では、農業の基盤たる土壌の問題についてとりあげる）に強いてきた犠牲について論じ、何故そのようになってしまったのかについても考察する。

その上で、従来の経済成長・発展とは違う、より「持続可能性のある」発展の理論を構築するためにはどうすればよいか、という問題提起をしたい。

章構成

第一章では、社会主義的集団化と、それが中国の農業へ与えた影響について考察する。前半の第一節で、社会主義的集団化の理論が元々どのようなものであったかを紹介、解説する。「土地の私的所有は小農を没落させた上にいずれ破綻するしかなく、農民（大土地所有者を除く）を救済するには、土地所有と農業経営を社会化・協同組合化するしかない」というのが、社会主義者の農業に対する考え方であった。そのように主張する一方で、あくまでも農民の意志を尊重し、強制による収奪はすべきでない、ともした。

しかしながら現実の社会主義国では、資本主義国以上に強制的で苛酷な農民搾取、農民・農村住民犠牲の経済運営が行なわれてきた。もちろん、中国も例外ではない。

第二節では、それが、1980年代以前の中国の農村において、どのように実現され、どのような影響を与えたかについて述べる。まず社会主義的集団化の過程について解説する。その次に「何故、このような急進的かつ強制的な集団化が行なわれたか」という背景について考察するとともに、それを支えた制度的基礎（中国の場合は「人民公社体制」と「戸籍制度」）とそれが果たし

た役割について触れる。

第一章の最後には、集団化がもたらした経済的効果と失敗の原因、及び意味・意義について述べる。

第二章では、「近代的成長・発展」と、それが中国の農業へと与えた影響、及びその意義・意味について考察する。第一章と同じく、前半の第一節で、一般的な近代的成長・発展の理論を紹介・解説する。第二節で、それが中国の農村・農民に実際に与えた影響と、その意味・意義、及び何故そのようになるのかについて言及したい。

第一節ではまず、最も一般的な開発経済学の理論（「閉鎖経済」を前提とした「二重経済論」）の概要について大まかな説明を行なう。それとともにこの「近代的成長・発展」の理論が、「労働力をどのように位置付けているのか」、「何故農業部門から非農業部門への労働力移動を起こすのか」という点について考察する。第一節の最後には「近代的成長・発展」の過程において、農業部門が縮小されていく経済的な理由について説明する。以上の解説・考察によって、「近代的成長・発展」の開発理論が、農業部門及び農民・農村住民に対して犠牲・負担を強いるという側面があることを明らかにしたい。

第二節において、「農村改革」以後の中国において、実際に「近代的成長・発展」がどのように進んだかを見る。第二節の最初で、「農村改革」の過程と特徴、及び経過を見る。しかしながら、農業生産の増加などの一方で、「農民・農村住民の相対的貧困化」や「過剰労働力」といった深刻な問題が発生しており、しかもそれが「近代的成長・発展」ゆえに発生・深刻化しているということを、第一節の議論も踏まえた上で明らかにする。

第三章では、いささか経済学固有の理論の範疇から外れるかもしれないが、農業の環境問題・食糧問題としての側面に着目して議論を試みる。

第一節では、まず「元来、農業とはどのようなものであったか」について触れる。それを踏まえた上で、資本主義市場経済メカニズムにおける「農業の近代化」が、「持続可能性」の面から見て問題を引き起こしうるものだけということ、明らかにした。換言すればそれは、「経済の論理」と「生命系・環境の論理」との矛盾でもある。より具体的には、「近代的農法」における機械化・化学化・単作化（経済理論で言えば、「土地や労働力などその供給に生来的な制約のある“本源的な要素”を、資本と技術進歩に代替していく」ことである）が、土壌を酷使し、荒廃へと追い込んでいるのである。これは農業の「持続可能性」という観点からすれば、大いに問題がある。

この節の最後には、「持続可能性」という観点から、農業はどうあるべきかを論じる。しかし一方で、「持続可能な農業」が「近代的農法」に対し、利潤率の増加に直接的に結びつかないものに多くの投資をしなければならぬので、経済的コストがかかるということ、つまり、現在の市場経済メカニズムの論理と両立しにくいのがゆえに、その実現にはまだまだ難しいものがある、ということも言うておく。

第二節では、「近代的成長・発展」の過程が進むにつれて、農地の減少などの問題が深刻化しているという状況について少しだけ触れる。

共和国成立から80年代頃までの中国では、「近代的農法」を普及させられるだけの工業的・文化的基盤がなかったという事情もあって、役畜などを使った自然環境にマッチした農法が行なわ

れてきた。それでいて、全体的にはほぼ右上がりの食糧生産の伸びを維持し続けることに成功してきたのである。

しかし80年代から事情が変わり始める。人口の増加、急速な経済成長によって食糧需要が急増し、より生産性を上げるために、「近代的農法」をどこまで取り入れていくかが問題になっている。また、農地の荒廃や農外転用によって、耕地面積が減少し続け、農業生産の低下につながりかねないと、懸念されている。しかもそれらの問題が、市場経済化ゆえに発生しているということ、今後の中国はより一層「近代化」「市場経済化」の方向を目指すと考えられること、及び環境破壊などの「市場の失敗」の抑制力となりうる「市民の権利意識や運動」がまだ絶望的なほど弱いことなどの理由から、筆者の予想が、「今後ますます深刻化の一途をたどる」という悲観論に傾きがちであることも、節の最後で述べておく。

以上、経済的側面と、環境・食糧問題としての側面から中国の農業問題、及び「近代的成長・発展」における農業問題を考察したのを受けて、終章の「持続的可能な農業、経済成長・発展とは何か」という問題提起につなげる。

終章では「経済成長・発展のあり方を規定してきたものは何か」という疑問を考える。それは「そもそも何のため、誰のための経済成長・発展をするか」とか「何に価値を求めるか」などという、経済学の根本にも関わる問題である。

この視点で、「近代的成長・発展」、つまり資本主義市場経済の理論について考察すると、その根本には「最小限の経済的コストで経済的利潤の最大化を図る」という資本主義市場メカニズムの論理（もっと端的な言い方をすれば、企業の営利活動の論理）がある。それと同時に「とにかく利潤を増やし、それによって国力を強化する」という「国家中心の論理」も存在する。現代においては、それらを全面的に否定するわけにはいかないのかもしれない。しかしそのままだと、「経済成長・発展のため（経済的利潤を増やすため）には、農民など弱者の犠牲も環境の持続性を損なうこともやむをえない」ということになってしまう。

「それでもかまわない」とか「結局はそれしかない」というのならともかく、「経済的利潤を少し減らすことになったとしても、人間発達や環境の維持を重視していきたい」と考えるのなら、従来の「近代的（資本主義市場経済的）成長・発展」とはまた違った成長・発展の方式を選択する余地、あるいは必要性が出てくるのではないか。

そうなると経済学では、従来の「近代的成長・発展」とは別の成長・発展のあり方を、理論化する必要性が出てくるが、その作業は今後の課題とするということで、本論を締めくくる。

【主な参考文献】

- ◇『中国統計年鑑』（中国研究所編，大修館書店）
- ◇『内発的発展と外向的発展——現代中国における交錯』（宇野重昭／鶴見和子編，東京大学出版会，1994年）
- ◇『開発経済学——経済学と現代アジア 第2版』（渡辺利夫，日本評論社，1996年）
- ◇『農と食の政治経済学』（大野和興，緑風出版，1994年）
- ◇『中国農村・農業経済の転換』（巖善平，勁草出版，1997年）
- ◇『開発経済学——諸国民の貧困と富』（速水裕次郎，創文社現代経済学選書11 1995年）
- ◇「人間は、自然・農業と、どうかかわればよいのか」（岩田進午『経済と社会』第2号に掲載）

- ◇ 『地球環境の試金石としての中国』（秋山紀子，季刊『窓』，1993年冬号に掲載）
- ◇ 『フランスとドイツにおける農民問題』（F・エンゲルス，1894年，大月書店「マルクス・エンゲルス全集22」より）
- ◇ Gustav Ranis 『*Labour Surplus Economies*』

日米の外国税額控除制度の変遷

——控除限度額計算を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 林 智 津 子

はじめに

第1章 我が国の外国税額控除制度の変遷と概要

第2章 我が国の外国税額控除制度の問題点—1988年の抜本的改正で不十分だった点

第3章 アメリカの外国税額控除制度の変遷と概要

第4章 控除限度額計算方式の検討—日米比較・国別限度額計算への移行を検討

おわりに

我が国は、国際的^①二重課税を排除する方法として、資本輸出の中立性が確保される観点から、外国税額控除制度を採用している。外国税額控除制度は、通常は国外源泉所得に居住地国の実効税率を乗じて計算した税額を限度として外国税額の控除を認めている。すなわち、外国での納税額が外国税額控除を下回っている場合は、全世界所得に対する我が国での算出法人税額と常に一致することになる。他方、外国での実効税率が我が国における実効税率が上回っている場合は、その上回った分だけ納税者の負担が増大することになるが、外国税額控除制度は、この場合における資本輸出の中立性まで保証するものではないと考えられている。

控除限度の計算は、国別限度額方式、一括限度額方式等の種類があり、どの方式を選択するかは、各国がどの程度中立性を重視するかという政策的・財務的^②判断により異なってくる。

我が国の外国税額控除制度は、1962年に企業の海外事業活動の振興という政策目的の下で整備されてきたものである。我が国の外国税額控除制度は、納税、執行の簡便さを考慮し、全世界所得に対する我が国の算出法人税額に、全世界所得に占めるすべての外国での国外所得の割合を乗じて計算し、控除対象となる外国税のすべてをこの限度額の範囲で控除するという、純粋な一括限度額方式を採用しており、「控除余裕額」と「控除限度超過額」について5年間繰越を認めていたことに見られるように寛大な制度であり、納税者に有利な制度であった。

しかし、制度創設から35年を経るうちに企業の海外進出は当然のこととなり、外国税額控除の金額は増大してきている。また、我が国の制度が寛大なことから大手商社等の大企業が我が国に納める法人税がゼロという問題が生じた。これは①外国法人税の範囲が拡大解釈され、濫用されている恐れがあること、②国外所得の算定が企業の活動実態を必ずしも反映されず、国外所得の金額が極端に高くなってしまい控除限度額が不当に拡大される。③一括限度額方式は、日本より高い国の外国税まで日本で控除されるために、本来の趣旨を超える控除が行われるほか、企業が控除余裕枠を創出するための投資行動をとる誘因となる（彼我流用問題）。制度本来の趣旨を超えた控除が行われ、我が国に納められるはずの税が海外に流出し、国家財政の空洞化という問題が起こっているのである。

このような問題を解決するために、国際的^③二重課税の排除という本来の趣旨に沿って、1988年に抜本的な改正がなされた。この改正の内容は、控除枠の彼我流用問題や所得の内外国区分に関する問題を是正するために、①高率負担分（50%超）を控除対象外国法人税から除外、②非課税所

得の2分の1（1992年の改正で3分の2）を控除限度額計算上から除外，③国外所得の割合を全世界の90%に制限，④控除枠の繰越期間を3年に短縮することであった。この改正は，一括限度額方式を基本的には維持しており，入口の段階での高率な部分と非課税の一部を除外することにより，税率の平均化による企業の租税回避行為の防止を図ったものであったが，彼我流用問題は根本的には解消されなかった。彼我流用問題は，一括限度額方式を採用している限り残る問題であると考えられる。彼我流用問題を根本的に改正するためには，アメリカのバスケット方式か国別限度額方式のどちらかへの移行が必要となる。

アメリカの控除限度額計算方式では現在バスケット方式が採用されている。しかし，アメリカの控除限度額計算方式は試行錯誤が繰り返されており，近年一括限度額方式を維持しつつ，特定の所得項目において別枠管理が付け加えられる等，彼我流用問題の対策がとられてきた。1986年の税制改正では，当初財務省案や大統領案では，彼我流用問題による税収犠牲と資本の流出を阻止するため国別限度額方式の採用が提案されていたが，事務負担が増大する等の理由による産業界の反対により実現されなかった。結局，彼我流用問題に対処するためにバスケットを新たに増やして限度額計算するバスケット方式が採用された。この方式は，高税率や低税率の所得を別のバスケットに分類して，バスケット別に控除限度額を計算することにより彼我流用問題を解決しようというものであった。しかし，バスケット内（特にその他の所得）においては彼我流用問題が残っていると同時に一括限度額方式の利点である簡便さはすでに失われているといった問題がある。

これに対し国別限度額方式は，各源泉地国ごとに限度額を計算するため，彼我流用問題が根本的に解決することができる方法であり，また，国際的_二重課税の排除が国別によりよく行われる。国別限度額方式の問題点は，企業にとって計算が複雑で手数のかかるものとなるが，①事務処理のコンピューター化，②外国税額控除の利用は大部分は大企業であり，大企業ほど事務処理能力は高いと考えられること，③カナダ，ドイツでは国別限度額方式を採用していることなどから，国別限度額方式への移行は可能であると考えられる。

国別限度額方式を企業の立場でみた場合は，高税率国へ進出した場合，控除限度超過額を低税率国の控除余裕額で相殺することができないため，我が国の実効税率より高い部分は外国税額控除されず，企業の負担となる。しかし，企業の国際競争力が増し，企業の海外進出が当たり前となっていると考えられる今日においては，控除枠を創出するために海外へ投資するという彼我流用問題が生じる一括限度額方式を維持し続けると，我が国国内と海外投資のバランスが保たれず，海外投資がさらに促進されるといった問題が発生すると考えられる。そして，彼我流用問題が発生するといった状況は，本来なら我が国に納められる税金が海外に流出するということであり，我が国の国家財政を犠牲にしてまで，一括限度額方式を利用した海外投資を促進する必要はないように思われる。

このような状況のもとでは，一括限度額方式から国別限度額方式への移行を検討する必要があるのではないかと考える。

〔主要参考文献〕

今西芳治『企業活動の国際化と法人税』中央経済社 1994

- 大崎 満『国際的租税回避—その対抗策を中心として』大蔵省印刷局 1990
- 川田剛『国際課税の基礎知識』税務経理協会 1997
- 黒田東彦編『国際課税Ⅰ外国税額控除制度』税務経理協会 1989
- 須田徹『アメリカの税法（改訂五版）』中央経済社 1996
- 中村雅秀『多国籍企業と国際税制』東洋経済新聞社 1995
- 土方晋『国際税務ハンドブック 改訂新版』総合法令出版 1996
- 本庄資『全訂版 アメリカ法人所得税』財経詳報社 1992
- 水野忠恒編著『国際課税の理論と課題』税務経理協会 1995
- 村井正編『国際租税法の研究』法研出版 1990
- 渡辺淑夫『全訂新版 外国税額控除』同文館 1997
- 金子宏「外国税額控除制度—主要な問題点の検討—」租税法研究第10号 1982
- 小池和彰「アメリカにおける外国税額控除制度の現状と問題点」商学論集（早稲田大学）58号 1990
- 小松芳明「外国税額控除制度—その今後のあり方について」第39回租税研究大会記録 1988
- 白須信弘「米国の外国税額控除の概要とレーガン増税法による改正」租税研究402号
- 高木克巳「外国税額控除—税額控除算定方式を中心に—」駒大経営部研究紀要第18号 1988. 3
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その2）—外国税額控除制度の改革課題（上）」税経通信42(12) 1987
- 富岡幸雄「日本企業国際化の進展と税源の海外流出減少—国際課税における「企業」と「国家」の乖離と相剋—」商学論集（中央大学）第28巻第5・6号 1987. 3
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その3）—外国税額控除制度の改革課題（中）」税経通信42(13) 1987
- 富岡幸雄「税制改革の論点（その4）—外国税額控除制度の改革課題（下）」税経通信43(1) 1988
- 富岡幸雄「国際二重課税排除税制の改革課題—未だ解消されない『国に税金を払わない大企業の存在—』」商学論集（中央大学）第31巻第5・6号 1990. 3
- 中尾武彦「我が国外国税額控除制度の概要と現行制度の問題点（上）」国際税務 Vol.9 No.4 1989. 2
- 中尾武彦「我が国の外国税額控除制度の概要と現行制度の問題点（下）」国際税務 Vol.8 No.5 1989. 3
- 中尾武彦「外国税額控除制度の改正について（上）」国際税務 Vol.9 No.2 1989. 2
- 中尾武彦「外国税額控除制度の改正について（下）」国際税務 Vol.9 No.3 1989. 3
- 中尾武彦「外国税額控除と租税条約」日税研論集 VOL.18 1992. 3
- 中里実「日・米租税制度の比較—外国税額控除—」第42回租税研究大会記録 1993
- 中里実「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」明治学院大学立法研究会編『日本をめぐる国際租税環境』信山社 1997. 6
- 畑山紀「アメリカにおける外国税額控除制度の変遷の現行制度の特徴—控除限度額規制の強化の過程と厳格な規制の現状—」商学論集（中央大学）第36巻5・6号 1995. 3
- 平石雄一郎「米国税制改正案の下院修正案」租税研究439号
- 平石雄一郎「米国税制改正案の上院修正案」租税研究443号
- 平石和久「アメリカ多国籍企業と国際課税制度—統計検討を中心として」経済学雑誌第91巻第5・6号 1991
- 水野忠恒「外国税額控除」日税研論集 VOL.33 1995. 9
- 水野忠恒「国際租税法の基礎的考察」菅野喜八郎・藤田宙晴『小嶋和司博士東北大学退職記念 憲法と行政』 1987
- 矢内一好「外国税額控除の一考察」税務大学校論集18 1987. 7
- 吉牟田勲「外国税額控除制度の問題点」国際課税 vol.1(12) 1981. 6
- 吉牟田勲「アメリカにおける外国税額控除制度の変遷と問題点」税務広報 Vol.31 No.10 1983
- 吉牟田勲「国際課税関係—制度改正を視野にいれつつ」企業会計 vol.40 No.2 1988
- Data Release, Corporate Foreign Tax Credit, 1990: An Industry Focus, SOI Bulletin Spring 1994, Vol. 13, Num. 4

- Horst Thomas, The Over all Vs the Per-Country Limitation on the U. S. Foreign Tax Credit, in Office of the tax Analysis, Department of the Treasury, Compedium of tax Research, 1987
- Karla M. Daronco and Kimberly A. Veletto, Corporate Foreign Tax Credit, 1988: An Industry Focus, SOI Bulletin Summer 1992, Vol. 12, Num. 1
- The Prededent's Tax Proposal to the Congress for Fairness, Growth and Stability, May
- The U. S Treasury Department, Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth, 1984, vol. 1, p. 143
- 「財政金融統計月報」大蔵省
- 「税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」国税庁企画課編
- 「SOI Bulletin (Selected Histrical Data)」U. S. Treasury Department, IRS

有価証券キャピタル・ゲイン課税の検討

——総合課税の再構築を目指して——

立命館大学大学院経済学研究科博士課税前期課程2回生 原 琴 恵

有価証券キャピタル・ゲイン（以下CG）は、今日の経済における致富の基本源泉の一つである。それは一般に保有有価証券の増価ないし値上がり益のことを指し、包括的所得税の考え方に基けば所得—純資産増であり課税されるものである。しかもそれは売却するか否かに関わらず発生するため、厳密には未実現CGへの課税が要請される。このようなCGについて、今日、株式が高額所得者に多く保有される傾向にあることから、所得分配の公平のため総合課税が必要とされている。しかし、一方では、金融商品の代替性、また金融市場の情報化・ボーダレス化により、CGと資産性所得あるいは海外投資所得との中立的な課税が求められている。このような課税における垂直的公平、中立性あるいは資金逃避の観点から、今後のCG課税について以下に検討する。

第一章の『戦後のCG課税の経緯』では、シャープ税制におけるCGの扱いと抜本的税制改革によるCG課税導入の背景等を検討している。わが国ではシャープ税制により、包括的所得税に基づくCGの全額算入、キャピタル・ロス（以下CL）の全額控除による総合課税が採用されたが、捕捉体制の不備、また当時の資本蓄積政策の遂行により、僅か3年で廃止に至ったという経緯がある。その後、原則的にCGは非課税とされていたが、所得税における不公平税制の象徴として注目されるようになり、また間接税を導入する前提としての所得税は正策として、抜本的税制改革により再び課税されることとなった。この時、課税方式として総合課税が望まれていたが、証券市場に与える影響や納税者番号制の問題、他の資産性所得との中立性の観点から検討された結果、最終的に申告分離・源泉分離選択方式が採用されるに至った。しかし、これは暫定的・経過的な措置であることから、総合課税化に向けての検討が必要とされている。

第二章の『証券市場の現状と総合課税の再検討』では、現在の株式保有の状況と、そのもとの現行CG課税制度の問題点について検討している。まず、現行のCG課税では納税者による申告分離課税と源泉分離課税の選択適用を認めており、20%の税率で課税している。ただし、後者の場合には売却代金の5.25%をCGとみなして課税しており、売却代金の僅か1.05%による税負担となっている。しかし、その場合には、申告分離課税がCLの控除を認めているのに対し、源泉分離課税では認められず、また実質的にCGがない場合にも課税されるため、所得税の基本構造と矛盾する。ただし、取引毎にCGあるいはCLの金額によって課税方式を選択できるため、納税者に有利な課税制度となっている。そのためCGは限界税率で課税される所得に比べ課税上優遇されており、水平的不公平を生み出している。しかも株式保有の状況から、CGが高額所得者に多く獲得されているため垂直的公平を著しく阻害している。このように、現在のCG課税が高額所得者への富の増殖・偏在を招く恐れがあることから、公平・公正の観点から総合課税化が求められている。

第三章の『CG課税と中立性原則』では、CGと他の資産性所得に対して中立的な課税を行うために、総合課税と分離課税のどちらを採用すべきかを検討している。CGの総合課税化が求め

られている一方で他の金融商品への資金シフトを誘発する恐れがあることから、利子所得と同様に分離課税の採用を支持する見解があり、その検討が必要とされている。しかし、この分離課税論は概ね包括的所得税に反対している支出税・最適課税論の立場から主張されていることから、課税ベース選択の問題となっている。まず、支出税は包括的所得税における「貯蓄の二重課税」に反対し、最適課税論は課税における効率を重視し代替効果に対する死重損失を最小限にするために、CGの低率分離課税を求めている。しかし、前者は実行可能性という観点から未知の要素が多く現実に採用するのは困難であり、最適課税論においても伝統的な勤労所得軽課・資産所得重課とする垂直的公平に真っ向から対立することから望ましくない。したがって、今後も課税ベースとして包括的所得税を採用し、CG課税改革も総合課税を前提に検討する。

第四章の『CG課税の総合課税化に伴う諸問題』では、CGの総合課税化において、資産性所得と中立的に課税する方法を検討する。まず第一に、私子所得等の分離課税を廃止し、CGと他の資産性所得を同時に総合課税することが求められる。その場合の金融機関等の事務負担を緩和する措置として、一定金額の資産性所得の非課税措置や、前納としての源泉徴収制度を採用することが求められる。第二に、包括的所得税では所得の発生時課税が原則であることから、他の所得と同様に発生CGの課税—未実現課税を採用する必要がある。しかし、現実には評価や資産の流動化のため困難であり、代替税としての富裕税も膨大な取引量や短期保有化等により税制を複雑にすることから、今後も実現時に課税する方法を採用する。第三に、CGの実現時課税により生じる課税延期の利益に対する課税が必要である。その方法として、有価証券の売却時にCG課税と同時に延納に対する「利子税」を納付する。この場合には、長期CGほど税負担が重くなり投資抑制的になるが、中立性を重視する限り利子税による調整が必要と思われる。第四に、CGが長期にわたり累積的に発生するために生じるインフレ利得については、消費者物価指数により取得価格を修正する方法を採用する。ただし、インフレ率が著しい場合には他の資産性所得にも資産再評価法を採用することが望ましい。第五に、累進税率で課税するために生じるバンチング対策として、CGを実際の保有期間で按分するN分のN乗方式を採用する。第六の論点として、CG課税の最大の問題といわれている凍結効果がある。この凍結効果のため有価証券の流動化が低下することから、証券業界等から非課税又は優遇課税が主張されてきた。しかし、CGにのみ優遇措置等を設けることは資産選択の中立性を阻害するためその必要はない。したがって、CG課税による凍結効果対策として上記の利子税の導入が求められる。ただし、それは有価証券が売却されない限り課税できないので、利子税を補完するため有価証券の保有者が死亡した時点でCGが実現したとみなし課税する「譲渡益の死亡時課税」の併用が望ましい。ただし、今日この凍結効果が過大に評価されているという見解が一部で主張されていることにも考慮が要る。第七に、本来CLについてはCGのみならず全額控除を認める必要があるが、利子等必要経費の控除が認められていない資産性所得等との課税上のバランスを考慮し、また全額控除は節税に利用され高額所得者ほど有利にする可能性が高いことから、CGからの全額控除と翌年以降への繰越という制限付き控除に止めておく必要がある。以上のような措置により、CGと資産性所得を中立的に課税することができると思われる。

第五章の『CGの総合課税化と資金逃避』では、CG・資産性所得の総合課税化が資金逃避を発生させると指摘されていることに対して、その要因・対策について検討する。まず、わが国で

は居住地原則を採用しているため、CG等の総合課税化による海外への資金逃避は理論上発生しないはずである。しかし、居住地原則は納税者の正確な申告がなければ厳密に機能しないという欠陥があり、それを利用した租税回避のための資金逃避が発生する可能性がある。このような資金逃避を防ぐ方法は、世界共通の税制を樹立することであるが現段階では不可能である。したがって、海外への逃避資金による所得を捕捉・課税することによって資金シフトを防ぐ必要がある。しかし、それは海外の金融機関による利子所得等の支払調書の提出が前提であり現段階では困難である。したがって、海外所得を直接捕捉するのではなく、その元金の動きを把握することで間接的に捕捉し課税する方法を検討する必要がある。その方法として、日本の金融機関等に対して一定額を超える資金の預入・引出・振込があった場合に、情報申告書を課税局に提出することを義務づけ、一方、納税者にも納税申告書を提出することを義務づける方法を採用する。この両申告書の提出、マッチングにより海外投資所得を捕捉し課税するのである。実際、現在アメリカでは情報申告書を採用しており、大蔵省も金融規制緩和による租税回避を目的とした資金シフトの発生を防ぐため、100万円以上の資金を送金する場合には税務署への報告義務を課すという方針を立てている等、実施の可能性がある。ただし、この場合には、当然納税者番号制の導入が前提となっている。番号制については、これまでコスト、プライバシー問題、国民の理解が不十分であることを理由に先送りされてきたという経緯があるが、今日、番号制のシステムの管理・維持のための費用を除いて莫大なコストはかからないだろうし、プライバシー問題についても番号制の使途制限等、法律で規制することで防止できる。したがって、資金逃避を防ぐためにも番号制の導入は不可欠であり、情報申告書とともに早急な導入が望まれる。ただし、この方法においても一定基準額以下の金額による送金等により捕捉を免れようとする誘因が発生する恐れがあることから、将来的には、各国の課税局との協力により捕捉体制を整備する必要がある。一方、CGの総合課税化が非居住者の資金逃避に影響を及ぼすかについては、現行の非居住者に対する国内税法又は租税条約を変更しない限り、発生しないと思われる。

このように、垂直的公平による総合課税化が金融商品間での中立的課税を阻害し、また海外への資金シフトを及ぼす可能性があることから、CGの総合課税化はこれまで先送りされてきたが、現在はその心配は薄く、早急な改善が望まれる。

〔主要参考文献〕

- 秋山義則「アメリカのキャピタル・ゲイン課税をめぐる論争と租税政策」『経済学論集』（中央大学）第27巻第4号
- 石弘光「今後の税制改革論議に望む 利子・有価証券譲渡益課税をめぐる」『資本市場』85 1992年9月 P26~33)
- 同 「利子・株式譲渡益課税論」日本経済新聞社 1993年11月
- 同 「わが国における資産所得課税の実態」社団法人日本経済研究センター（研究報告 No. 72 1990. 5)
- 泉美之松「納税者番号制とキャピタル・ゲイン」『租税通信』43巻12号 1988年
- 岩田規久夫「資産課税の見直し」『税経通信』vol. 49 No. 14
- 今西芳治「株式のキャピタル・ゲイン総合課税論」『税経通信』44(12) 1989年12月
- 奥村広「企業買収—M & Aの時代—」岩波書店 1990年
- 小西砂千夫「有価証券のキャピタル・ゲインの課税方法について」『租税研究』470号 1988年

- 貝塚啓明「資産課税の現状と問題」『日本財政学会年報』1989, 1990年
 同 「キャピタル・ゲイン課税を論評する」『税経通信』 1988年5月
 金子広「キャピタル・ゲイン課税の改革」『総合研究開発機構』「長期的な税制改革のあり方に関する研究」所収 1986年
 同 「所得税とキャピタル・ゲイン」租税法学会『租税法研究第3号』「租税法」第4版 1992年
 同 「所得課税の研究」有斐閣
 佐和良作「日本のビッグバン」ダイヤモンド社 1997年6月
 J. A. ベックマン著, 石弘光/馬場義久訳「税制改革の理論と現実」東洋経済新聞社
 漆畑春彦「グローバル時代の証券市場および税制改革」『投資月報』 1996年1月号
 神野直彦「資産税改革の論点」『税務通信』 Vol. 50 No. 11
 園田成見・大庫雄一郎「わが国証券税制の在り方について」『投資月報』 1996年8月
 新美一正「わが国有価証券税制の改革にむけて」『証券投資信託月報』 434 1996年11月
 富岡幸雄「税制改革の論点(その5)」『税制通信』 43, 2
 同 「不正を拡大したキャピタル・ゲイン課税改革 新たな欠陥を創出した証券税制の問題点」
 『商学論集』 34(2/3) 1993年1月
 同 「混迷したキャピタル・ゲイン税制改革の国会審議 不正を拡大する政府改革案と小手先の国会修正」
 『商学論集』 34(1) 1992年12月
 同 「キャピタル・ゲイン税制の欠陥と再改革課題 巨大な社会的公正の実態と混迷した税制改革の真相」
 『商学論集』 33(6) 1992年8月
 富永秀和著「世界各國の証券税制」 1997年
 日本租税理論学会編「キャピタル・ゲイン課程」谷決問房 1993年所収
 野口悠紀雄「キャピタル・ゲイン課程と課題」『税系通信』 43巻7号 1988年
 同 「キャピタル・ゲイン課程の問題点」『企業会計』 40巻7号 1988年
 同 「金融資産課程の適正化のために」『税制通信』 17(10) 1992年
 八田達夫「純正キャピタル・ゲイン課程の源泉分離課程論」『税経通信』 1988年7月号
 同 「有価証券譲渡課程のメリット」『エコノミスト』 1988年8月9日号
 同 「やはり消費税はいらない」東洋経済新聞社 1994年12月
 平石雄一郎「キャピタル・ゲイン課程の方法」『税経通信』 43(12) 1988年
 藤田晴「不公平税制は是正できるか—有価証券譲渡課程」『税務広報』
 同 「キャピタル・ゲイン税制の再検討」『税務広報』 税務広報39(4)
 同 「所得税の基礎理論」中央経済新聞社 1992年11月
 本間正明「キャピタル・ゲイン課程は可能か」『税務広報』 36巻4号 1988年
 丸淳子「キャピタル・ゲイン課程の推移と日本の証券市場の特徴」『わが国における資産所得課程の実態』
 社団法人日本経済研究センター(研究報告 No. 72 1990. 5)
 水口弘一「キャピタル・ゲイン課程と資本市場」『租税研究』 463 1988年5月
 水野正一「望まれる納税者番号制度の早期導入」『税務広報』 1995年4月
 水野忠恒「資産課程の理論と課題」税務経理協会 1995年11月
 宮島洋「マル優, キャピタル・ゲインの問題」『税経通信』 1986年7月
 同 「証券税制の現状と課題 国際的枠組みを中心に」『資本市場』 77 1992年
 同 「税制の国際化に関する一考察—国際的金融・証券取引中心に—」『金融』 1997年7月
 同 「租税論の展開と日本の税制」日本評論社 1986年9月
 宮武敏夫「国際租税法」有斐閣 1993年3月
 山本守之「キャピタル・ゲインの課程方法」『税制通信』 43(12) 1988年
 吉牟田勲「キャピタル・ゲイン課程の沿革と背景」『租税通信』 43巻12号 1988年
 横田信武「アメリカのキャピタル・ゲイン課程」『早稲田商学』 早稲田商学同友会

- 米沢康博「わが国における株式キャピタル・ゲイン課程がもたらす凍結効果の推定」『わが国における資産所得課程の実態』社団法人日本経済研究センター（研究報告 No. 72 1990. 5）
- 米田耕一郎「ドイツにおける利子源泉徴収制度の導入について」『地方税』43巻12号「シャウプ使節団日本税制報告書」『財政金融統計月報』433, 445, 481, 504号
- 「株式分布状況調査」全国証券取引所 平成8年度
- 「国税庁統計年報書」国税庁 平成1年度から平成7年度
- 「所得税法規集」中央経済社 1997年6月
- C. Sandford, "Capital Gains Taxaes in OECD Countries", in IEA, *A discredited Tax*, 1992.
- Feldestein, M. and J. Slemrod 1978a. "Inflation and the Exess Taxation of Capital Gains on Corporate Stock," *National Uax Journal* 31 (2)
- Feldestein, M., S. Yitzhaki and Slemrod "The effect of taxation on the selling of corporate stock and the realization of capital gains", *Quarterly Journal of Economics* 94 (4)
- OECD, *Taxation of Net Wealth, Capital Transfers and Capital Gains of Individual*, Paris. (1988)

外資導入と中国の対外債務問題

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 黄 駿

本論文は、中国の1979年の改革開放政策以降の外資導入と対外債務状況との関係を分析することを目的としている。論文では、中国の対外借款が経済成長に果たした役割、及びその問題点を整理し、債務返済の可能性を含めたこれから対外債務の課題について検討する。この考察は、中国経済の発展方向と今後解決していかなければならない課題についての研究であり、さらに対外債務が開発途上国経済にどのような負担を与えているかという角度からの分析である。したがって、本論文の対象としている課題は、中国経済のみの問題ではなく、多くの開発途上国の抱えている問題でもある。

開発途上国の対外債務については、開発途上国側の問題と国際経済環境の問題の両側面からの分析を必要とする。累積債務の拡大を抑制し、経済安定を達成するには、開発途上国の主体的力量が問題である。本論文は中国の対外債務を国内問題の視点から分析する。

対外債務の範疇について、国際機関の定義と中国政府の規定に一致していない部分があり、両者によって公表されている中国関係債務の統計データは必ずしも一致していない。本論文は、データの整合性を考慮した上、中国対外債務の国際的比較、及びその用途など中国対外債務の実態を把握するために、双方の統計データから分析する。

本論文の構成は、第1章、問題視角、第2章、外資導入と中国対外債務の拡大、第3章、中国対外債務の問題点、第4章、外資導入と中国対外債務の課題、となっている。

第1章では、改革・開放後、外資導入の拡大とともに急激に膨らんでいる中国対外債務の変化を概観する。その内容は世銀による債務国の分類法と債務関係指標を用いている。中国対外債務返済の歴史、1980年代の債務危機における開発途上国の経験、1997年夏以来の東南アジアの通貨・金融危機の諸状況などは、中国の経済発展に対外債務という重要な問題を抱えていることを提示している。更に、中国対外債務の構成と管理面には多くの問題があり、拡大傾向にある対外資金需要は対外債務を更に膨らませることになる。本章は、中国の対外債務をその外貨獲得能力の変化、財政赤字、及び地域間経済的・社会的格差などの問題と関連して、中国経済成長の阻害要因となる危険性もあることを明らかにした。

第2章は、中国の対外債務を外国政府借款、国際機関借款と外国民間銀行の貸付に限って、その概況と特徴を分析する。外国政府借款は、日本政府借款とその他の外国政府による資金協力を分けて整理する。日本政府借款はODA、黒字還流と資源開発ローンごとに考察する。それによって、日本政府借款及び外国政府借款全般の用途を明らかにする。国際機関借款については、国際機関援助の全体像を把握し、世銀のIBRDとIDA、アジア開発銀行による援助の特徴をむすび、中国のインフラ整備、農業・農村開発及び教育振興に果たした役割を分析する。外国民間銀行の貸付は、世銀と中国の公表値に大きな開きがあり、その部分については双方のデータで示されている傾向的特徴の分析にとどまる。さらに本章は中国向けシンジケートローンの変化と用途に重点を置き、その特徴を明らかにする。

第3章は、債務の構成、債務の管理と借入の使途という三つの側面から対外債務の問題点を分析する。債務の構成においては、民間信用のウェイトが非常に高いこと、対外債務の通貨構成に日本円の割合が高いこと、返済期間及び金利などの問題がある。債務の管理については、管理機構、管理機能と返済基金の面に多くの問題が取り残されている。対外借入の使途については、借款の有効利用として、遊休資金を短期金融市場で資金回転を行っていない問題や、外貨獲得能力の拡大への投下、対外借入の経済的・社会的格差の縮小に寄与していないなどの問題点を明らかにした。

第4章は、中国の外資導入と対外借入を展望し、その課題について検討する。中国の外資導入と対外借款は、国内における対外資金需要の拡大要求と他方で直接投資、借入ルートごとに資金調達が限界に達しているという二面性を持っている。従って、今後の対外借入は借款を最大限に有効利用し、債務に対する管理を改善しなければならないのである。また、中国の対外債務問題を改善するためには、財政赤字を削減し、地域間経済的・社会的格差を縮小するなどマクロ経済面の課題もある。更に、中国の高い貯蓄率からすれば、いかに自ら資本形成し、対外資金依存を小さくするかは課題もある。

論文は、中国の経済発展と債務返済に関連して、国際経済環境の変動、特にアメリカの資本移動、日本の景気変動、為替相場など国際金融市場の変化、東南アジアの金融・通貨危機の影響、などの分析は行われていない。これらの課題は今後の研究の中で明らかにしていきたい。

【参考文献・資料】

1. 『世界銀行年次報告』1981年以降各年版 世界銀行
2. 「ADB クォーターリー・レビュー」1986年以降各号 アジア開発銀行
3. 『世界債務白書1994年度版』世界銀行 国際金融情報センター
4. 『世界開発報告 '97』世界銀行
5. 『我が国の政府開発援助—ODA 白書』各年版 外務省
6. 『経済協力の現状と問題点』各年版 通産省
7. 『中国対外経済貿易年鑑』各年版 中国対外経済貿易年鑑編集委員会 中国社会科学出版社
8. 『中国統計年鑑』各年版 国家統計局編 中国統計出版社
9. 『国際金融レポート』各年版 日本評論社
10. 松岡潔編『発展途上国の債務累積問題』アジア経済研究所 1982年
11. 今井理之「対外債務の現状と課題」『中国経済』1991年6月号
12. 石林編『当代中国的対外経済合作』中国社会科学出版社 1989年
13. 内藤昭『現代中国貿易論』所書店出版社
14. 邱陵「我国外債結構存在の問題及対策」『国際経済合作』1992年9期
15. 王雲倫「対我国外債問題の初步分析」『国際金融研究』1991年10期
16. 張誠「論我国宏観債務管理」『国際経済合作』1989年1月
17. 陳偉華「利用世界銀行貸款問題」『国際経済合作』1987年3期
18. 宋建奇「中国与国際通貨基金組織的合作」『国際経済合作』1992年6期
19. 高中仁「中日双辺政府借款の現状与前景」『国際経済合作』1992年3期
20. 洪明「我国利用世界銀行貸款の十年」『国際経済合作』1991年3期
21. 朱学良「利用外国政府借款促進我国經濟發展」『国際経済合作』1995年8期
22. 内藤昭『中国の国際経済戦略』同文館 1992年

23. 渡辺長雄『混迷する中国経済』有斐閣 1991年
24. 邵恵芬「中日政府間借款の発展史」『国際商法』（日本語版）1991年2・3月号
25. 呂振「実り豊かな中日資金協力」『国際商報』（日本語版）1992年6・7月号
26. 張世芳「我国国際商業貸款的借用与管理」『国際貿易』1992年第2期
27. 趙平「国際銀団貸款業務的興起与發展」『国際金融』1992年12期
28. 王晓川「我国对涉外金融交易的管理」『国際商報』1992年10月15日
29. 殷介炎「中国的外匯管理政策」『国際貿易』1992年3月31日上4月7日下
30. 路林書「中国外債借入の現状と課題」『中国経済レポート』1992年12月号
31. 藤田正寛『国際金融論』有斐閣ブックス 1990年
32. 『中国経済年鑑』各年版 中国経済年鑑編集委員会 中国社会科学出版社
33. 盧群『中国の対外債務』勁草書房 1996年
34. 佐藤嘉恭「為中国経済發展作貢獻—日本对華資金合作發展与前景」『国際貿易』1997年8月号
35. 徐長文「資金合作：中日經貿關係發展的動力」『国際貿易』1997年8月号
36. 大久保勲「日中金融協力—25年の回顧と21世紀への期待と課題」『日中経協ジャーナル』1997年8月号，9-10月号
37. 岩田勝雄『増補国際經濟の基礎理論』法律文化社 1991年4月
38. 岩田勝雄編『21世紀の国際經濟』新評論 1997年3月
39. 呂振「1991年我国利用外国政府借款穩步發展」〈中国対外經濟貿易年鑑〉1992年版
40. 『日中經濟交流の現状と課題 1996』日中經濟協會 1997年6月
41. 『日中經濟交流 1993年』日中經濟協會 1994年4月

外資導入と中国自動車産業の再編

——多国籍自動車企業の進出と関連して——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 彭 奕 漫

本論文は改革・開放以来の中国自動車産業の再編に関する一考察である。論文は、中国自動車産業再編の展開と自動車産業政策の問題点などの整理を通じて、中国自動車産業の対外依存が深刻になりつつあることを明らかにし、国民経済の基幹産業としての中国自動車産業の課題について検討する。さらに、本稿は中国自動車産業の発展方向および外資導入と中国の経済成長及び自立的国民経済の形成との関係についても分析する。従って、本論文が取り上げている問題は、中国自動車産業発展の課題だけではなく、外資導入で経済成長を促進しようとしている中国経済の発展についての新たな方向性を提起しようとするものである。

本論文の構成は、1) 問題視角、2) 外資導入と中国自動車産業の再編、3) 中国自動車産業発展の問題点、4) 中国自動車産業発展の意義と課題である。

開発途上国にとって、その国際的経済関係に現れている先進諸国への依存を共存関係に転換しなければならないことは経済発展の重要課題となっている。先進諸国との共存関係を築き上げるためには、自立的な国民経済の形成が必要であり、自立的な基幹産業を確立することが必要である。それは開発途上国の持続可能な安定成長の達成と維持にも重要な意義をもっている。中国は自動車産業を国民経済の基幹産業として育成しようとしている故に、自立的な自動車産業を形成・確立しなければならない。論文の第1は、外資導入の下で展開している中国自動車産業再編の諸特徴を整理し、自立的な自動車産業の確立が困難になっている要因を明らかにする。

第2では、改革・開放までの中国自動車生産の歴史と状況を概観し、中国が外資導入で自動車産業の発展をはかることの背景を回顧する。改革開放以来の中国自動車産業の再編については、統計データと外資導入、多国籍自動車企業による直接投資の変化から、第八次五カ年計画期開始前とその後に分けて考察する。論文は、改革・開放以降、中国自動車産業の投資、生産概況、代表的な外資導入、多国籍自動車企業の直接投資プロジェクトを整理し、中国自動車産業再編の特徴を分析することで、自動車産業の対外依存、特に多国籍自動車企業への依存の形成と深化を明らかにする。

第3章は中国自動車産業発展の問題点と産業政策の問題点について、中国自動車産業政策

拡大しなければならない、などの問題もある。論文はそれらの問題を分析することで、自動車産業の再編によって進まれている生産規模の拡大と国産化が、多国籍自動車企業の市場戦略、生産システムに対応するものであり、中国自動車産業の対外依存を更に深刻化するものであることを明らかにした。

自動車産業の発展は中国の経済発展における産業の高度化に寄与している。WTO への加盟を想定すると、国民経済の基幹産業として、自立的な自動車産業の確立がますます重要性を増している。従って、自動車産業の労働生産性を向上し、総合的技術力を養成すること、資本力・技術力を再集約して、部品生産の専門化と産業の分業・協業体制を確立すること、企業の合理化を徹底すること、などは中国自動車産業発展の当面の課題となる。更に、政府の産業政策においては、技術蓄積や独自の生産・技術開発を進める企業の努力を支援、奨励することや、産業再編の中で企業の自立性、自主努力を導き出すための補完として有効かつ有利な外資利用を指導することも重要である。

本研究では、中国自動車産業の発展問題に関連して、国際自動車市場の変化、多国籍自動車企業の新たな動向、東南アジア開発途上諸国の自動車生産状況、それが中国自動車産業に与える影響、などの問題の解明は不十分である。これらの問題は今後の研究課題でもある。

〔参考文献・資料〕

1. 岩原拓『中国自動車産業入門』東洋経済新報社
2. 渡辺真純『2000年の中国自動車産業』蒼々社 1996年6月
3. 『輝煌的十年』上海大衆汽車有限公司 1995年
4. 『国家汽車工業重要政策与法規』機械部汽車司 中汽華輪公司編 1995年8月
5. 『中国工業発展報告1996』中国社会科学院工業經濟研究所 經濟管理出版社 1996年6月
『滙扱提綱』北京吉普有限公司 1996年7月
6. 張平「技術優勢与跨国公司的支配—北京吉普案例分析」『經濟研究』1995年第11期 p30～39 p15
7. 『中国汽車貿易指南』中国汽車貿易指南編委会編 經濟日報出版社 1991年
8. 『汽車工業規劃參考資料（1996）』中国汽車工業年鑑編集部編 機械工業部汽車工業司 中国汽車技術研究中心出版 1996年1月
9. 『海外進出企業総覧（国別編）』東洋経済新報社 1994年4月
10. 『95企業別海外投資（上場企業編）、（非上場企業編）』經濟調査協会 平成9年9月
11. 『中国汽車工業年鑑』各年版 中国汽車工業年鑑編集部編 機械工業部汽車工業司 中国汽車技術研究中心出版
12. 『1966中国汽車市場展望』国家信息中心經濟予測部 中国汽車貿易総公司編
13. 『中国自動車産業総覧』FOURIN 編 FOURIN 社 1995年8月
14. 『中国自動車部品産業』FOURIN 編 FOURIN 社 1995年8月
15. 『中国対外經濟貿易年鑑』1995/96年版 中国対外貿易年鑑編集委員会 中国社会出版社
16. 『中国統計年鑑』1996年版 国家統計局編 中国統計出版社 1996年9月
17. 『中国經濟年鑑』1996年版 中国經濟年鑑編集委員会 中国經濟年鑑社 1996年10月
18. 『自動車年鑑』1997年版 日刊自動車新聞社、日本自動車会議所編 日刊自動車新聞社発行 1997年5月
19. 『自動車統計年鑑 第25集』社団法人日本自動車工業会 1997年
20. 『自動車産業ハンドブック』1997年版 日刊自動車新聞社 1996年10月
21. 加藤秀雄『日本自動車産業の海外戦略と中国展開』商工指導 No. 462-2/1997

22. 関口未夫『直接投資と技術移転の経済学』中央経済社 昭和63年3月
23. 谷浦孝雄編『アジアの工業化と技術移転』アジア経済研究所 1990年6月
24. 『自動車産業のグローバル戦略』早稲田大学商学部 経済広報センター編 中央経済社 平成7年11月
25. 山岡茂樹『開放中国のクルマたち』日本経済評論社 1996年2月
26. 陳肚富『アジアの技術発展と技術移転』林偉史編著 文真堂 1995年
27. 何保山 顧紀瑞 嚴英竜『中国技術転移と技術進歩』经济管理出版社 1996年
28. 『機電・自動車工業分野における部品国産化の現状』日中経済協会 1990年4月
29. 丸山恵也編『アジアの自動車産業』亜紀書房 1994年10月
30. 『自動車産業の国際化と生産システム』中央大学経済研究所編 中央大学出版部 1990年9月
31. 田中祐二『新国際分業と自動車多国籍企業：発展の矛盾』新評論 1996年7月
32. 竹田志郎『多国籍企業の新展開：進出と撤退の論理』森山書店 1987年3月
33. 李林『多国籍企業と中国：発展途上国・中国の選択』有斐閣 1991年7月
34. 林偉史『多国籍企業と知的所有権：特許と技術支配の経済学』森山書店 1989年10月
35. R. Z. アリバー『多国籍企業パラダイム』岡本康雄訳 文真堂 1996年7月
36. 岩田勝雄・黄駿『多国籍企業の中国での展開—中国の自動車産業育成政策との関連で—』『立命館経済学』第45巻第5号 1996年12月
37. 岩田勝雄『増補国際経済の基礎理論』法律文化社 1991年4月
38. 岩田勝雄編『21世紀の国際経済』新評論 1997年3月
39. 橋本輝彦『国際化のなかの自動車産業』青木書店 1986年5月
40. 李洪『中国汽車工業経済分析』中国人民大学博士文庫 1989年
41. 塞風・陳准・李洪『生産率と支柱産業的發展』中国人民大学出版社 1993年
42. 伊達浩憲『中国自動車産業における技術移転と企業間分業—乗用車生産のケースを中心に—』『龍谷大学社会科学研究年報』1997年 No. 271.

移転価格税制における無体資産課程の研究

——利益分割法の適用についての考察——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 柳 川 勝 也

1986年、米国において移転価格に関する条項を規定した米国国歳入法第482条にスーパー・ロイヤルティ条項が追加された。この規定は、関連者間の無体資産取引については、それぞれの関連者のその無体資産に係る所得への寄与及び負担するリスクに相応した所得が配分されなければならないという考え方に基づいており、この考え方を、「所得相応原則」という。この規定が導入された理由としては、①無体資産についてはユニークなものである場合が多いので、比較対象取引を見つけることが困難であること、②米国内の親会社が開発した収益性の高い無体資産をその評価が定まらないうちにタックス・ヘイブンにある子会社に低い価格で譲渡し、子会社では大きな収益を上げ、親会社のある米国では課税漏れが生じていたこと、③関連会社間取引により市場を内部化する傾向を強めている多国籍企業の取引価格を、従来の独立企業間価格算定方式で執行することが困難になっていること、などがあげられている。

このスーパー・ロイヤルティ条項の導入を契機に、米国では無体資産課税の強化が行われ、それと並行して無体資産の独立企業間価格の算定方法についての詳細な研究が行われた。その集大成として、1994年に公表された米国内国歳入法第482条関係最終規則においては、独立取引比準法（CUT法）、利益比準法（CPM法）、利益分割法（PS法）及びその他の方法が、無体資産の独立企業間価格算定方法として規定された。

一方で米国においては、外資系企業の過少納税が問題となっていた。米国商務省の報告によると、1980年代においては外資系企業の投資は増加したが、1990年代は減少している。さらに、外資系企業の課程所得の比率は対売上比率及び対資産比率の双方で米国企業のそれより低いものとなっている。米国財務省のエコノミストである Harry Grubert 氏は、この差のいくらかは移転価格の操作によるものであると分析している。

クリントン大統領が、大統領選挙期間中に外資系企業に対する課税強化により1994年から1998年の5年間で450億ドルの増税を行うと宣言していたことから明らかなように、米国は“earnings-stripping”ルール（過少資本税制）や移転価格に関する罰則規定であるペナルティ規則の強化などを行い、外資系企業に対する課税強化を行ってきた。

これらの二つの課程強化策の意味するところは、米国による課程ベースの拡大策に他ならない。これらは、互いに独立した政策ではなく、連動したものである。つまり、利益率が低くて納税額も少ない外資系企業を課税するための手段としての無体資産課税である、といえるのではないか。

米国の最終規則に規定された無体資産の独立企業間価格の算定方法において批判を受けたのが、CPM法である。CPM法は、比較対象取引の発見が困難で、CUT法が適用できない場合に検討される。この方法は関連者間取引において実際に請求された対価の額に基づく非関連者の利益水準指標を関連者の財務数値に適用することにより、関連者の見なし営業利益を求め、そのみなし営業利益の幅の中に関連者間取引の営業利益があるならば、対象となる取引は独立企業間価格で行われたものとみなされ、その幅の外に関連者間取引の営業利益があれば、独立企業間価格で行

われなかったものとみなされ、米国内国歳入庁（IRS）により更正が行われる。

同様の算定方法は、1994年に公表され、1995年に確定した OECD のガイドラインにおいても取引単位営業利益法（TNMM 法）として規定されているが、CPM 法と同一の算定方法であるかという点に関しては、見解に相違がある。つまり、IRS を中心とした米国の意見の大半は、CPM 法と TNMM 法は同一であると主張しているが、ヨーロッパ諸国や日本をはじめとした米国以外の OECD 加盟国は、これらは厳密には同じではないと主張している。この違いは、さきに述べた米国の外資系企業課程に関連して、米国の CPM 法がその適用次第では TNMM 法を逸脱したものになり、米国によるみなし課税になるのではないかという懸念が、米国以外の諸国にはあるのである。言い換えると、利益率の低い外資系企業に米国の企業の外資系企業に比較して高い利益率を適用して、過大な課税が行われるのではないかという心配である。

CPM 法には、他にも所得が関連者のどちらか一方に偏り、非常識な結果になる場合があるなどの欠点が指摘されており、その適用に関しては問題があるといえる。

一方、CPM 法と同様に利益をその算定基準とする独立企業間価格算定方法として利益分割法（PS 法）がある。PS 法とは、多国籍企業全体の利益を、費用、固定資産、売上高、従業員数、などの要素によって配分する方法である。PS 法の長所は、関連者間のみを選択して、その全体の利益を関連者の貢献度に応じて配分するので、比較対象取引がない場合においても適用が可能であり、また、PS 法は全体の利益を考慮して、その利益を貢献度に応じて配分するので、関連取引の一方の類似企業の比較だけで算定が行われ、利益が一方に偏るということが避けられやすいということである。また、PS 法の短所は、外部市場データとの関連性が低くなり、その結果の信頼性に疑問が残り、また、実際に PS 法を適用しようとする関連企業間における会計処理や通貨の統合が必要であり、計算を行う際には相当の困難が伴う。

以上、比較対象取引の発見が困難な場合に検討される CPM 法（TNMM 法）と PS 法について、その概略を検討したが、CPM 法（TNMM 法）と PS 法のどちらの算定方法がよりすぐれているであろうか。みなし課税の危険があり、米国以外の多くの OECD 加盟国から批判を受けている CPM 法よりも、CPM 法に較べて国際的コンセンサスも得られている PS 法の方がよりすぐれているのではなからうか。確かに、先に述べた欠点以外にも PS 法には、関連者間の対象範囲をどこまで含めるか、合算対象利益の算定単位、合算対象利益のレベルなど克服せねばならない多くの個別の問題がある。しかしながら、PS 法に他の算定方法をミックスさせた方法など、合理的でより柔軟な方法についても検討を行い、研究を進めていくことによって、より一層の合理性と国際的コンセンサスが得られるのではなからうか。

〔参考文献〕

〔日本語文献〕

1. 赤松晃（1995）「移転価格問題についての在米日系企業調査結果」『租税研究，No. 550，1995年8月』
2. 飯野公央（1993）「移転価格税制の変遷と合衆国税制」『立命館経済学第42巻第2号』
3. 大崎満（1988）『移転価格税制—日本と欧米の制度比較—』大蔵省印刷局
4. 小栗崇資（1991）「移転価格税制の新たな段階—IRS『移転価格税制白書の検討』—」『鹿児島経大論集第31巻第4号』
5. 川田剛（1989）「移転価格税制に関する白書—IRS ホワイトペーパー—」『税経通信第44巻第1号』

6. 川端康之(1990)「アームズレングスの周辺問題—財務会計とマイクロ経済からの展望」『民商法雑誌 101巻 6号』
7. 黒田東彦(1990)「米国における外資系企業への課税強化」『国際税務第10巻第7号』
8. 経済企画庁訳(1982)『アメリカ経済白書』
9. 国際税務研究グループ(1994)「482条最終規則と OECD 新ガイドライン」『国際税務第14巻第8号, 1994年8月』
10. 国際税務研究グループ(1994)「プロフィット・スプリット法の位置付け」『国際税務第14巻第12号, 1994年12月』
11. 国際税務研究グループ(1995)「使用資本を基準とする移転価格の算定方法」『国際税務第15巻第2号, 1995年2月』
12. 小松芳明(1992)「IRC482条関係新規則案の問題点」『国際税務第12巻第4号, 1992年4月』
13. 小松芳明(1993)「482条暫定規則(CPM法)の問題点」『国際税務第13巻第10号, 1993年10月』
14. 小松芳明(1995)「CPM から TNMM へ—OECD 新ガイドラインの公表—」『国際税務第15巻第10号, 1995年10月』
15. 小松芳明(1995)「価格操作規制税制 再論—CPM(利益比準法)の廃止—」『国際税務第15巻第6号, 1995年6月』
16. 五味雄治(1995)「OECD 新ガイドラインの確定に関して思うこと」『国際税務第15巻第10号, 1995年10月』
17. 佐藤正勝(1997)「移転価格税制の理論と適用」『税務経理協会』
18. 高橋隆幸(1992)「移転価格税制の基本問題—無形資産取引の独立企業間価格の算定方法に関するアメリカ白書の検討—」『商学論纂(中央大学)第34巻第1号』
19. 高橋隆幸(1993)「無形資産取引の独立企業間価格の算定方法—移転価格税制における米国レギュレーション改正案の検討と利益スプリットによる算定方法の提唱—」『商学論纂(中央大学)第34巻第2・3号』
20. 中里実(1994)『国際取引と課程—課程権の配分と国際的租税回避—』有斐閣
21. 中村雅秀(1995)『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社
22. 日本租税協会(1988)『内国歳入法482条に関する白書(移転価格の研究)の概要』
23. 日本租税協会(1992)『米国移転価格の執行状況に関する米国内向歳入庁の議会報告』
24. 日本租税協会(1993)『内国歳入法482条(移転価格)に関する財務省規則』
25. 日本租税協会(1995)『多国籍企業と税務当局のための移転価格設定に関するガイドライン第I部原則と方法』
26. 羽床正秀・大橋時昭(1995)『移転価格税制詳解 平成7年全訂版』財団法人大蔵財務協会
27. 氷見野良三(1994)「移転価格税制に関する OECD 新ガイドラインと案と米国482条最終規則について」『租税研究1994年9月』
28. 平石雄一郎(1996)「移転価格に関する OECD ガイドライン—「その他の方法」を中心として—」『租税研究558号, 1996年4月』
29. 藤枝純(1993)『解説米国移転価格新規則』日本機械輸出組合
30. 藤枝純(1995)『解説米国移転価格最終規則』日本機械輸出組合
31. 藤枝純(1991~1995)「日米移転価格税制の考察[1]~[38]」『国際商事法務19巻6号~23巻12号』
32. 増田正敏(1992)「米国 IRC 第482条関係「規則案」に関する一考察」『東京国際大学論叢, 商学部編 46号』
33. 増田正敏(1993)「米国 IRC 第482条関係「暫定規則」に関する一考察」『東京国際大学論叢, 商学部編 48号』
34. 宮武敏夫(1993)『国際租税法』有斐閣
35. 村井正編(1990)『国際租税法の研究』法研出版

36. 村上陸（1996）『多国籍企業と移転価格税制』文真堂
37. 村田守弘（1994）『移転価格戦略ケース・スタディ』中央経済社
38. 村田守弘（1995）「移転価格税制におけるプロフィット・スプリット法の考察—本邦の移転価格税制の下における同法の位置付け—〈連載①〉」『国際税務第15巻第7号，1995年7月』
39. 村田守弘（1995）「移転価格税制におけるプロフィット・スプリット法の考察—本邦の移転価格税制の下における同法の位置付け—〈連載②〉」『国際税務第15巻第8号，1995年8月』
40. 村田守弘（1995）「移転価格税制におけるプロフィット・スプリット法の考察—本邦の移転価格税制の下における同法の位置付け—〈連載③〉」『国際税務第15巻第9号，1995年9月』
41. 山川博樹（1996）「プロフィット・スプリット法—その適用に関する論点整理と展望—(上)」『国際税務第16巻第1号，1996年1月』
42. 山川博樹（1996）「プロフィット・スプリット法—その適用に関する論点整理と展望—(下)」『国際税務第16巻第2号，1996年2月』
43. 渡辺勲（1995）「OECD 移転価格ガイドラインの全面改定について—新ガイドラインの一部公表—」『国際税務第15巻第9号，1995年9月』

〔外国語文献〕

1. General Accounting Office (GAO) (1981), "IRS Could Better Protect U. S. Tax Interests in Determining the Income of Multinational Corporations"
2. General Accounting Office (GAO) (1981), "Report to the Chairman, House Committee on Ways and means, IRS Could Better Protect U. S. Tax Interests In Determineng The Income of Multi-national Corporations, GGD-81-81, SEPTEMBER 30, 1981"
3. General Accounting Office (GAO) (1994), "IRS's Adminidration of Tax-Customs Valuation Rules in Tax Code Section 1959A, February"
4. Harry Gurbert "Taxes and Foreign-Controlled Companies in United States"
5. James R. Mogle (1995), "The 1995 Transfer Pricing Guidelines Issued by the OECD", Tax Management Tranfer Pricing, vol. No. 8
6. Michel Taly (1996), "Comparision of CPM and TNMM Transfer Princing Methods", Tax Notes International, January
7. OECD (1979), "TRANSFER PRICING AND MULTINATIONAL ENTERPRISIES-Report of the OECD Committee on Fiscal Affair"
8. OECD (1993), "Tax Aspects of Transfer Pricing within Multinational Enterprises: The United States Proposed Reguration"
9. OECD (1994), "Transfer Princing Guidelines for Murltinational Enterprises and Tax Administrations, Report of the OECD Committee on Fiscal Affairs, 1994, Part 1: Principles and Methods, Discussion Draft, OECD, Paris"
10. OECD (1995), "Transfer Princing Guidelines for Morltinational Enterprises and Tax Administrations, July"
11. Robert E. Gulbertson (1995), "A Rose by Any Other Name: Smelling the Flowers at the OECD's (Last) Report", Tax Notes International, August
12. U. S. Department of Commerce (1993), "Foreign Direct Investment in the United State: An Upo-ate"
13. U. S. Department of Treasury and Internal Revnue Service (1988), "A Study of intercompany Pric-tag: SEC 482 White Paper on Intercompany Pricing"
14. U. S. Department of Treasury and Internal Revnue Service (1992)."
15. Intercompany Tranfer Pricing and Cost Sharing Regulations Under Section 482"

16. U. S. Department of Treasury and Internal Revenue Service (1993), "Intercompany Transfer Pricing Regulations Under Section 482"
17. U. S. Department of Treasury and Internal Revenue Service (1993), "Summaries of the Administrations Revenue Proposals (2/18/93 DRAFT)"
18. U. S. Department of Treasury and Internal Revenue Service (1994), "Intercompany Transfer Pricing Regulations Under Section 482"
19. William Dantzler Jr. (1994), "Real World Reflections on the Section 482 Regulations Tax Notes January 24"